

アジア環境・エネルギー研究機構年報 2017年度・2018年度版

新しい社会に向けて

Vol.3

卷頭言 大橋英五

論文

- 「社会・経済の在り方」とSustainability(持続可能性) 北川和彦
電力産業における財務及び収益構造の変化と特質
：法人企業統計の時系列分析を中心にして 田村八十一
アベノミクスの6年間と負の遺産 小西一雄

エッセイ

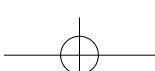
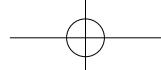
- 第4回福島・ツアーに参加して 円谷英夫
腑に落ちない出来事、あるいは「忖度」 小阪隆秀
慶州脱核紀行 円谷 恵
飯館村の風景から感じたこと—棄民政策ではないのか 前畠憲子

書評

- 安田陽著『送電線は行列のできるガラガラそば屋さん?』を読む 青田 孝

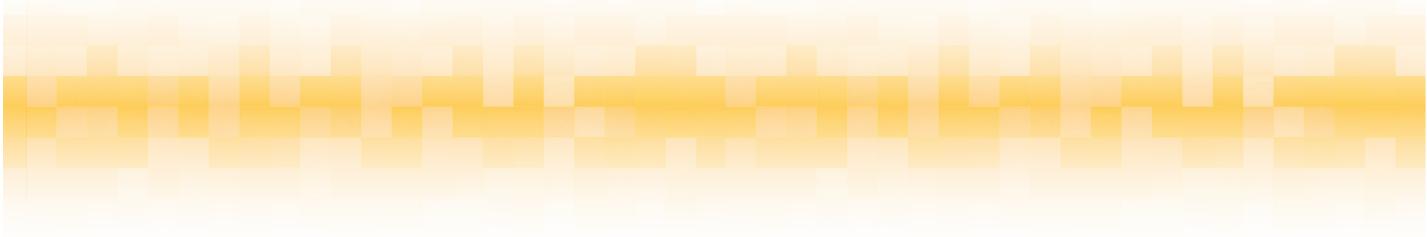
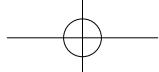
資料

- 福島ツアー4回の行程
2017年度・2018年度の活動日誌



目次

3	• 卷頭言	大橋英五
論文		
4	• 「社会・経済の在り方」とSustainability(持続可能性)	北川和彦
18	• 電力産業における財務及び収益構造の変化と特質 : 法人企業統計の時系列分析を中心にして	田村八十一
26	• アベノミクスの6年間と負の遺産	小西一雄
エッセイ		
34	• 第4回福島・ツアーに参加して	円谷英夫
38	• 脇に落ちない出来事、あるいは「忖度」	小阪隆秀
42	• 慶州脱核紀行	円谷 恵
44	• 飯館村の風景から感じたこと—棄民政策ではないのか	前畠憲子
書評		
46	• 安田陽著『送電線は行列のできるガラガラそば屋さん?』を読む	青田 孝
資料		
49	• 福島ツアー4回の行程	
50	• 2017年度・2018年度の活動日誌	



卷頭言

大橋英五

(理事長)

アジア環境・エネルギー研究機構は、2015年6月に東京都の特定非営利活動法人として認定されました。以来3年が経過しました。このたび、この2年間の活動の成果を中心に、年報第3号を刊行することとなりました。

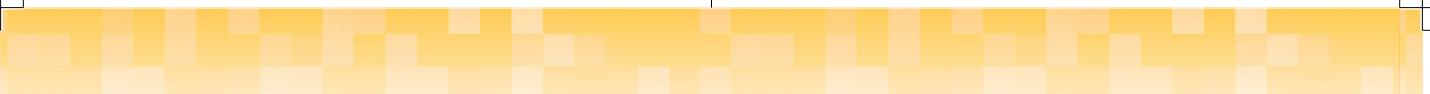
研究機構では、設立以来、3つの大きなテーマにもとづいて、会員、また外部の研究者、実務家を招いて研究活動を続けてきました。また、テーマに応じて現地の実態調査・視察活動を続けてきました。3つの研究会は、「エネルギー・シフト研究会」、「環境問題研究会」、「未来社会研究会」から構成されています。

日本の社会は、第2次世界大戦後の経済の高度成長により大きく発展しました。それは、国民の生活を豊かにした側面とともに、社会に大きな課題を投げかけることになりました。日本の経済は、重化学工業を中心として発展し、生産設備・装置の大型化・大容量化・高速化また、生産拠点の集中化・高密度化をはたしてきました。そのことは、一方では生活環境を大きく破壊することになりました。

経済の高度成長がすでに数十年前に終わり、もはや経済の高度成長が幻想となった現在、新しい社会はいかにあるべきでしょうか。今日、「新しい社会に向けて」の分析が進められなければなりません。

年報3号では、会員の論文、エッセイ、書評また資料を掲載しました。社会、経済の分析、また政策の分析が進められましたが、とくに原子力発電の現状と課題について分析されています。これまで4回の福島への訪問、調査によって、その状況を肌で感じた報告、エッセイも掲載しました。

今回の年報が会員をはじめ多くの方々に活用していただければ幸いです。



【論文1】

「社会・経済の在り方」とSustainability (持続可能性)

北川和彦

(立教大学名誉教授)

1 はじめに

2015年9月に「永続的な社会、地球環境を構築するための17のテーマ¹⁾」についての目標が掲げられたSDGs (Sustainable Development Goals) が国連サミットで採択された。あるべき「人間社会の在り方」の内容、条件について、その細目については検討の余地があるにしても世界共通の認識として、国連の場で確認されたことは歴史的意義を持つものと言っても過言ではない。人間社会として目指すべき社会はどのような内容、条件を備えていなければならないか？このことを考へるということは、同時に現在の社会が抱えている矛盾はどのような内容を持ったものか考へることでもある。目指すべき社会としての目標を規定し、現在の社会の抱えている矛盾、困難、課題の内容を析出することは目指すべき社会への移行を促すという意味でポジティブな意味を持っていると言えるであろう。

この17のテーマの中には、地球環境に関わる項目だけでなく「社会の在り方」「経済の

在り方」に関わる項目も含まれている²⁾。この「社会・経済の在り方」に関わる項目を自然環境、地球環境に関わる項目と同列に並べて、「持続可能性」に言及していることについては筆者は不可解な思いを抱いている。この「持続可能」という用語の「社会・経済の在り方」に関する適用は筆者自身の無知に基づく誤解に基づくものであれば幸いだが、霧に覆われたようなもどかしさ、理解しがたいものを感じずにはおかしい。現実の「社会・経済の在り方」、現実の経済政策を観てみるとこのもどかしい思いは一層募らざるをえない。深刻な矛盾を抱えていると思われる現実から出発して目標となる「持続可能な」社会へ到達するに至る道筋が筆者には明確な形で見えてこないのである。

2 ‘Sustainable’に関する疑問

目指すべき社会を「持続可能な社会」と表現すると目指すべき目標には距離があり矛盾を抱えた現実の社会は「持続不能な社会」、あるいは「持続可能には至らない」社会と把握しているものと理解せざるをえない。現在

の社会や経済においては多くの深刻な矛盾を抱えつつも曲がりなりにも存続し持続しているのが現実である。「持続可能性」という用語を字義通りに理解したとすると、「社会・経済の在り方」において矛盾や課題が存在していることをもって直ちに「持続可能性を持たない」あるいは「持続不能」としてしまうことになっているのではないか。「矛盾や困難が克服されるか否か」と「持続可能性の有無」とはもちろん因果の関係はあるが、必ずしも対応しているとは言えないのではないか？これが筆者の素朴な疑問である。

矛盾と持続可能性を対応させる議論からは矛盾や課題を抱えた現実の社会からそれらが克服されたあかつきに見えてくる目標とする社会に到達するためのプロセスが霧に覆われて観ることが出来ないのである。またなぜ現実社会の矛盾がその社会を持続不能にさせるのか・・この理由について説明が必要であるが、そのような説明が抜かされたままこの「持続可能」の用語がしばしば用いられ「持続可能性」の有無について言及がなされているように思われる。「社会・経済の在り方」において矛盾が存在しているということは持続可能性を失うことと等義ではない。矛盾の存在はその矛盾の内容によっては、持続可能性を失う至るための一つの必要条件になりうることもあるかもしれないが、少なくとも十分条件にはなりえないはずである。矛盾の存在から持続可能性の喪失に至るまでにはいくつかの越えなければならないハードルがあり、現実社会の矛盾が深刻なものであっても、直ちにその社会の持続可能性が失われるということを言うことはできないはずである。

3 「社会・経済の在り方」の持続可能性

「持続可能性」という用語を自然環境のみに関わる視点から見てみると、例えば「地球温暖化」をもたらすエネルギー使用あるいは「核汚染」の可能性を含むエネルギー使用は地球上の人類の存続を脅かすという主旨で「持続可能性を持たない」事例として挙げられる。地球温暖化が進行すると地球にどのような事態が起きるか、あるいは原発事故によって核汚染が地球上に拡がった場合、地球上の生命にどのような影響を与えるか等々自然環境に関わる「持続可能性」は、科学的な証明を裏付けにした予見が可能であり、それに基づいて持続可能となるための条件や基準を設定することができる。ただし「持続可能な自然環境」という目標に到達するためには、何らかの「社会・経済の在り方」に則ることが求められることになるので、「社会・経済の在り方」に全く関わることなく「持続可能な自然環境」を実現することは出来ないであろう。例えば産業廃棄物の処理が採算が求められる企業に委ねられることによって、当該の企業が敢えて排出基準を超える廃棄物処理を行うという事態も生じうる。「自然環境」に関わるテーマにおいても「社会・経済の在り方」との関わりにおいて「持続可能性」を持たない選択肢を選ぶ余地が出てくる。しかし以下の「社会・経済の在り方」とは違って「自然環境」の場合は科学的な証明を裏付けにした予見が可能という点で、人類の選るべき選択肢から「持続可能性」を持たない選択肢を取り除くということについてグローバルな次元での共通認識を形成するという展望は



拓けていると言える。

「社会・経済の在り方」に関する持続可能性は「人類の存続」という条件が満たされていれば良いというわけではない。さらに「人間社会の存続」という条件が加えられることが必要であるが、「社会」の存続を問題にする場合、「どのような内容の社会か?」「どのような条件を満たす社会か?」ということが問われることになる。「あるべき社会像」「目指すべき社会像」とは何か?が問われることになるのである。このあるべき社会の満たすべき条件、内容についての認識は必ずしも自然環境に関わる持続可能性の条件である「人類の存続」という共通認識をもたらすようなものにはなりえない。個々人が現実に置かれている社会的立場、経済状況、価値観の違いによって、個々人の頭に抱く「社会」の内容、条件は大きく異なり、しばしばその「認識の違い」は対立的な内容を含むものとなる。自然環境に関わる「持続可能性」については自然科学の知見といった検証手段が存在したが、「あるべき社会の在り方」「目指すべき社会の在り方」に関してはその内容についての認識の正しさを客観的に証明する手段は存在しないのである。

「あるべき社会」の内容についてすべての構成員の認識が一致していて完全な共通認識になっていれば その社会が実現したあつきにはそれは持続的と言えるかもしれない。その社会をさらに改変するという動機も必要性もないからである。「あるべき社会の内容」、あるいは「あるべき社会の条件」について大きな認識の隔たりが存在しているが公約数的に共有できるという意味での「共通認識」が全く存在していなかったわけではない。資本

主義の生成期から歴史の積み重ねの上に、厚みと拡がりを備えながらグローバルな次元での「あるべき社会」の「共通認識」としての輪郭が形成されてきたと言える。その「共通認識」の主柱は「人権」——「人間が人間らしく生きていくために必要な権利」——の尊重である。アメリカのバージニア権利章典(1776年)、フランス革命における「人権宣言」(1789年)、世界人権宣言(1948年)、国際人権規約(1966年)等々、歴史的な画期において人権規定が積み重ねられ、「生存権」、「教育権」、「労働権」、「社会保障を受ける権利」等、いわゆる「社会権」で括られる権利も含まれるものとして確認されるに至っている。

先の世界大戦は「社会・経済の在り方」が抱えた矛盾が膨張した結果、市民の生活はおろか膨大な数の人命までも奪い去られるという結末を迎えた歴史的経験であり、このグローバルな次元での「共通認識」の形成に大きな影響を与えた。日本国憲法の3本柱と言われる「基本的人権」「平和」「国民主権」はこのような歴史の積み重ねを反映したものと捉えることもできるであろう。

しかしこの「あるべき社会」についての世界の「共通認識」であるはずのものは厳格な意味での「共通認識」に至っているとは言い難い。「共通認識」の看板を取り下げようとする企図や弾力的解釈によって形骸化をはかろうとする企図を持つ政治勢力も存在する。真っ向から否定することはしないが、他の優先順位の高い選択肢があれば取り下げるという程度の認識も含まれる緩い形での「共通認識」に留まっている。現実にはあるべき社会の内容についての認識は必ずしも「一致している」「共通のもの」とは言えず、重要な局

面においては、しばしば認識の違いが露呈する。社会構成員の中で認識が異なるのは「あるべき社会」の内容についてだけではない。矛盾、対立の存在そのものについての認識、矛盾の内容についての認識も異なる。政治制度として議会制民主主義が採用されればという条件つきであるが、認識の分布は政治勢力に反映されることになる。現状を変革すべきとする認識を代表する政治勢力が現状を維持すべきとする認識を代表する政治勢力を凌駕するときに初めて現在の「在り方」は「持続」できず。新たな「在り方」に移行することになる。

現実の社会が矛盾を抱えていることをもって直ちにその社会が持続不能に陥るとは言えない。筆者を含む多くの人々が「深刻な矛盾」と認識し、「持続すべきでない」と認識する「社会・経済の在り方」に対しても「矛盾は存在しない」との認識が存在し、その「在り方」を「持続すべき」という認識も存在する。後者の認識が大勢を占めた場合、筆者を含む多くの人々が矛盾と捉える事態をもたらす「在り方」は存続し続けることになるのである。現在はまさにそのような状況が目の前にあると言えるのではないだろうか。

「社会・経済の在り方」の「持続可能性」が自然環境に関わる「持続可能性」と異なる点は「あるべき社会・経済の在り方」に関する個人の認識に対立を含む大きな違いが存在し、その認識の社会的分布状況の変化が「持続可能性」に影響するという点である。

異なる内容の経済政策の方向性が対立的な内容を含むものであっても、政治の場でいずれかの方向性を持つ経済政策が選択、決定されそれが施行されることになり、その経済政

策が支持され続けることによって初めて「持続可能」という認証を得たことになるであろう。この「持続可能」という認証が得られた「社会・経済の在り方」はその認証を支持しない人々にとっては、目標に到達した社会でもなければ、矛盾や対立が克服、解消された社会でもない、むしろ正反対の内容を持つ社会、苦しみだけをもたらす社会かもしれないるのである。

認証のプロセスの途中で認識の分布に影響を与える情報の恣意的操作や、現実の認識の分布が政治勢力の分布に反映することを阻むような政治制度の改変等々の可能性も存在する。世論調査や選挙結果などの「結果として出された認識の分布」が「現実の分布」から乖離させられるという事態はそれ自体が「人権尊重」の方向とは逆方向に作為が加えられたということを意味するが、この現実の「認識の分布」を無視し続けることは難しいという意味で、大局的には「大勢となる認識」に対応した内容の経済政策が採用されると言えるであろう。

「社会における矛盾や対立の存在」は「持続可能性」に影響を及ぼす一つの重要な要素であるが、「持続可能か否か」を決めるすべてではない。対立が激化し矛盾が進行していくにも関わらず、その社会の在り方が存続し持続しているという現実を直視して、深刻な矛盾を抱えた「経済の在り方」がなぜ存続し続けるのかを追究することが求められていると言えるのではないだろうか。

4 ケインズ政策と「持続可能性」

現在の日本を含めた多くの先進資本主義国



において「るべき社会」とは正反対の方向性を持つ経済政策が採用され、矛盾を膨張させる「経済の在り方」が持続していると筆者は認識している。本稿では現在の「経済の在り方」の方向性を規定していると思われる「新自由主義的政策」を取り上げ、それが「るべき社会」とは正反対の方向性を持つものであるにも関わらず、現在進行形で持続している「経済の在り方」であることを示したい。

新自由主義の概要を把握するためには、この理論の生成に至る経緯として、伝統的主流派経済学とそれを批判したJ.M. ケインズの理論に遡らなければならない。

4-1 伝統的主流派経済学における「持続可能性」

ケインズ以前の「伝統的主流派経済学」と言われる「新古典派理論」について導出プロセスを省いて結論の要点だけを観てみると、以下3点にまとめられる。

①価格の自動調整メカニズム。自由な競争が保障されれば価格調整メカニズムによって財市場、労働市場、金融市場のそれぞれの需給が均衡する市場均衡点が得られる。そこでは供給側、需要側の経済主体の目標変数の最大化が得られる。例えば財市場で言えば、競争の結果、決定される市場均衡点においては需要側である消費者の「効用最大化」企業者の「利潤最大化」が達成される

②「ミクロ命題＝マクロ命題」。個別経済主体の目標変数の最大化（企業の場合は利潤最大化）の達成は、個別の総計である社会全体としても最大のパフォーマンスの達成の実現という結果をもたらす。すなわち

上記①のミクロ命題の成立は同時にマクロ命題の成立でもあると考えられていた。

③セー法則の成立。自由な競争が保障されば、セー法則（供給がそれと同額の需要を創出するとする命題）が成立する。純生産物の供給超過が生じても、純生産物供給額＝消費+貯蓄、純生産物に対する需要＝消費+投資から純生産物の供給超過（純生産物供給額>純生産物に対する需要）は貯蓄超過（貯蓄>投資）を意味することになり、貯蓄を金融市场における資金供給、投資を金融市场における資金需要と解釈することによって、貯蓄超過が生じた場合は、利子率が低下して貯蓄減（消費増）、投資増が得られ、貯蓄超過が解消されると同時に純生産物の供給超過も解消される。

価格（金融市场においては利子率）の自動調整メカニズムによって供給超過は解消され、「全般的な過剰生産といった事態は生じない」という結論を導く。同時にこのセー法則によって、供給を限界（各生産要素の完全利用点）まで増加させることができるとなり、「完全雇用」「資本設備の完全利用」などの命題も成立する。

新古典派理論は「各経済主体の市場における自由な競争の展開によって経済活動に参加したすべての経済主体の満足度を最大化し、最大の効率を実現することができる」と主張する。「自由な競争によってもたらされる社会」を「対立が存在しない無矛盾の社会」として描きだしたのである。「対立や矛盾が存在しない社会」を「調和的社会」と呼ぶとすれば、《調和的社会をもたらすものは市場における「自由な競争」である》これが新古典派理論の結論命題である。市場における「自

由な競争による価格調整メカニズムにゆだねる」という「経済の在り方」の「持続可能性」を主張したものと理解することができる。

4-2 伝統的経済学批判

ケインズは1929年の世界恐慌を目のあたりにして自由な競争によって導きだされた結果は不況、貧困の蓄積、所得格差であり、「調和的社會」には程遠いものであるという認識を持つに至った。

このような自由競争がもたらす帰結を説明できないのは新古典派理論の依拠した上記①価格調整メカニズム②個別と総体の関係③セー法則にあるとしてケインズは、これをすべて批判した。批判の大略だけを示すと以下の通りである。

「価格の自動調整メカニズム」に対する批判]

「需給不一致の場合には価格変動によって需給一致に至る」とする点に関しては需給ギャップと価格変動の間には相互に因果のベクトルが働いており、需給ギャップが一層の価格変動をもたらすような累積性が存在することをケインズは示唆している。また「需給一致点において目標変数の最大化に到達しうる」とする点に関しては伝統的経済学の「目標変数の最大化」の前提である「目標」の内容が現実とは乖離していることを指摘している。例えば労働市場における労働者の労働力供給態度を観ればそのことがわかる。労働者は「低い貨幣賃金率であっても失業よりも就業を選ばざるをえない」というのが現実であって、伝統的経済学が前提とするような「残差効用最大化」を目指して労働力を供給するのではない。労働市場で決まる雇用量や貨幣賃金率は労働者が望ましいと考えるものでな

いし、目標に達したと考えるようなものでもないことを確認している³⁾。

[合成の誤謬]

伝統的経済学では、個別経済主体の目標変数の最大化の実現は、個別経済主体の合計である総体としても目標変数の最大化の実現となっていることを暗黙のうちに主張している。ケインズは個別経済主体で成立する命題は総体として成立する命題としては成り立ちはしないことを強調する、ポストケインズ派の議論ではミクロの集計結果はマクロにおける同一の結果をもたらすものではないという意味でこれを「合成の誤謬」と名付けている。

端的な例としてケインズは賃金カットの例を挙げている⁴⁾。各企業は利潤を増加させるためにコストカットが至上命題である。賃金率の切り下げ、労働強化等々のコスト削減は当該の資本にとっては、利潤増加に結びつくものと考えるからである。しかしマクロ的に総体としてみれば、賃金切り下げは消費需要の減退を意味する。また賃金切り下げが将来にわたると予想される場合には投資需要の減退も引き起こす可能性が大きい。いずれにしても総需要の減退の方向に作用することになり、やがて与件であったはずの価格を引き下げるを得なくなり、総体としては、利潤の減退を強いられることになる。

[セー法則批判]

ケインズのセー法則批判の論点として i) 投資需要（新規の追加的な生産財への需要）の決定変数は利子率と期待利潤率（ケインズの用語では「資本の限界効率」）であるが、期待利潤率は利子率の変化よりも変動性が大きくかつ不安定である。期待利潤率の変化はそれ以前の投資需要の変化に依存するので、

累積性を持つ⁵⁾。すなわち投資需要は累積的不安定性をもつ。ii) 伝統的経済学では貯蓄はすべて債券購入に向けられ、投資に向けられると想定し 純生産物の供給超過⇒貯蓄超過⇒利子率低下⇒〔供給超過に対応する需要（消費需要+投資需要）の増加〕 という調整メカニズムを考えていたのに対しケインズはこの想定は現実から乖離していると批判する。現実は貯蓄のうち債券以外の形態で保有されている部分が存在することを示した。その代表例として貯蓄を貨幣として保有しようとする貨幣保有需要（ケインズの用語では「流動性選好」）の存在を挙げた。現実の貯蓄の保有形態は債券以外の形態（貨幣をはじめとして株式、他の資産も含む）が含まれており、これらの部分の存在が供給超過に対応する需要の増加を妨げることを示したと言える。とりわけ株式等への投機は投資の累積的不安定性を一層激化させる。

このように「供給が同額の需要を創りだす」とするセー法則は誤りであり、現実の因果のベクトルは逆向き——「需要が同額の供給を創りだす」——であることが示されたといえる。

4-3 ケインズ政策の二つの柱

ケインズは「自由な競争」に委ねていた場合には、失業、過剰生産等々の矛盾は不可避であり、「自由な競争」がもたらす社会は、「調和的社會」にはなりえない、「持続可能性をもつ經濟社會」にもなりえないと考え、市場經濟の持続可能性を維持するためには国家による經濟介入が必要であることを提起する。これがいわゆる「ケインズ政策」と言われるものである。

「ケインズ政策」の主旨は総需要（純生産物に対する需要）を国家の手によって維持増加させるところにある。いわゆる「有効需要政策」と言われるものがこれである。

総需要は《投資需要+消費需要》であるので、総需要を維持増大させる政策は二つの柱によって構成される。

i) 第一の柱（以下本稿では「ケインズ政策I」と名付ける）は投資需要を維持増大させる政策である。

投資需要の決定変数は期待利潤率（ケインズの用語では「資本の限界効率」）と利子率であり、この両者を国家の介入によってコントロールする政策がこれである。期待利潤率を引き上げる政策は国家予算から企業に発注することによってなされる。いわゆる財政支出政策と呼ばれるものである。利子率や借入条件を調整する政策は金融政策と呼ばれるものである。この財政支出政策と金融政策を組み合わせることによって投資需要を維持増大させることになる。

ii) 第二の柱（以下本稿では「ケインズ政策II」と名付ける）は消費需要を維持増大させる政策である。ケインズは企業が利潤増加のみならず利潤分配率の増加が期待できる場合に生産増加、雇用増加を決意するものと考えている。結果として雇用増加、生産増加は労働分配率を低下させ⁶⁾、所得格差を拡大させ、消費性向の高い低所得層の増大によって社会的には〔消費需要〕／〔総需要〕を減退させるものとケインズは認識している。消費需要が抑えられれば、それに対応して純生産額と消費需要のギャップが大となり、それを投資需要で埋めなければ、生産水準の停滞、雇用水準の低下（失業率の増加）等々を避ける

ことはできない。消費需要が低い水準にあるということは、不安定である投資需要の変動によって生産水準、雇用水準も変動にさらされことにならざるをえないということである。

この認識に基づいて、国家が取り組む消費需要の増大策の主旨は低所得者層の所得を引き上げ、生活水準を安定させることである。具体策としては大略以下3つの施策が挙げられる。

- ①賃金水準の底上げ（賃金カットを防ぎ、賃金率の上昇を促す）及び労働条件の改善
- ②所得再分配政策。高所得者からの徴税と法人税を財源として低所得者への所得再分配を図る政策である。生活保護費支給、社会保障費の増大等とそれに必要な税制（累進課税制）などがその具体策として挙げられる。
- ③生活関連商品・サービスに関わる資本規制。自由な競争に委ねていた場合には低所得者向けの商品供給から利幅のとれる高所得者向けの高価格の商品・サービスに資本が投下され結果として低所得者の需要が切り捨てられることになりかねない。このような事態を防ぐために、価格規制、参入規制等の資本規制が必要になる。

ケインズ政策Ⅱについて後述の「新自由主義」の議論との関わりで以下2点付言しておきたい。

1) 資本にとっては、税負担、賃金上昇等も含め当面の負担増になるものであり、自由放任の条件のもとでは個別資本が自発的に取り組むことは困難である。ケインズ政策Ⅱは「自由放任」とは対極にある「国家による資

本に対するコントロール」と言うべきものであろう。賃金カット等のコストの削減は、資本にとって長期的、総体的には消費需要を収縮させるという意味で自らの首を絞めることにならざるをえないということを認識した上で、国家の手によって、この負のスパイラルを回避させるというのがケインズ政策Ⅱの主旨である。

2) このケインズ政策Ⅱは前述したグローバルな次元での「共通認識」としての「あるべき社会」の中核に据えられている「人権」を経済的に保障したものとして理解することができる。「生存権」、「労働権」等の人権に関する市民の要求、日本国憲法の文言を借りれば「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」に応える内容となっている。

これらの市民の人権に関する要求は、封建制の残渣からの脱却というプロセスの途上では資本主義の生成を支える理念に対応するものであったと言えるかもしれないが、資本主義が発達するにつれて個別の資本にとっては、対立的な要求として顕れるものとなった。

ケインズ自身はこのケインズ政策Ⅱを総需要の維持、増大を企図したものとして提起しており、総資本の立場から必要な政策として位置付けられているものである。しかしケインズは同時に「あるべき社会」への方向性という視点から資本の活動の位置づけを配慮したものと捉えることもできる。市民の人権尊重の方向性を資本にとって対立的、敵対的なものとして位置付けるのではなく、これらの方向性を認し促すことが大局的には資本の活動が保障され、市場経済の維持持続し続ける上で必要であるということが示されたと理解できる。



4-4 「合成の誤謬」の国際経済への敷衍

「合成の誤謬」に関わるケインズの議論は国際経済の在り方に対しても示唆を与えていく。

一国経済主義、例えば関税障壁を高める、為替レートを切り下げる等々の貿易差額を追求する保護主義は相手国の報復的措置を招き、双方の貿易額は収縮せざるをえない。国際経済においてもケインズの示唆の要点は「総需要の維持増大」である。貿易差額を守る主旨での保護主義は総需要を減退させる典型的な政策である。これは1930年代に為替切り下げ、関税障壁を高めることによる保護主義の応酬によって世界の貿易増額が、螺旋状に減退していく、世界大戦の背景を形成したという歴史から観ても保護主義はケインズの志向する方向性は逆方向であることは明白である。「自由貿易」は伝統的経済学が標榜した貿易の在り方であるが、「自由貿易」は「総需要の維持・増大」を保障するものとは言えない。自由貿易の結果として生ずる貿易差額の偏在固定化は保護主義に回帰する危険を招く。グローバルな次元での総需要を維持増加させるためには貿易差額の偏在固定化を早期に解消することが求められる。また途上国において先進資本主義国の廉価で良質な商品が輸入された場合、途上国の産業は成立しないことになり、それによって、途上国の需要が減退し、貿易総額も減退するという状況にならざるをえない。またこれによって世界の所得格差が拡がることは、世界の需要総額のベクトルを減退方向に向かわせることになる。途上国の産業を育成することによって当該国の国内の需要を増加させることができがグローバルな次元での総需要の維持増大策として求められるとい

うことになる。

この様な総需要の維持増大策を実現するためには各国の経済政策とりわけ金融政策において足並みを揃えることが求められ、それを可能にする国際的枠組みが求められることになる1971年のニクソンショック以前のIMFはグローバルな次元での総需要を維持するという主旨の一端を担う国際金融機関であったと理解することもできるであろう。

グローバルな次元での総需要維持のためにには先進資本主義国とりわけその先頭に立つ霸権国の資本に対して抑制的なコントロールをかけると同時に後発資本主義国の産業振興のため霸権国に抛出等の負担が求められることになる。

5 「新自由主義」の主旨

第2次大戦後から1960年代末に至るまでアメリカにおいて部分的ではあるがケインズの示唆に対応した政策が展開されたと言える。日本を含む敗戦国に対するアメリカの政策スタンスを観ることによってこれを知ることができる。1970年代に至ると財政赤字の進行とともにスタグフレーション、国際競争力における地盤沈下等々、アメリカ資本の成長に影が見られるようになり、このことの原因をケインズ政策による資本規制、資本コントロールとりわけケインズ政策Ⅱに求めるという認識が喧伝されるようになった。

このような状況を背景にして1970年代後半、伝統的経済学の立場からケインズ理論に対する反論が顕著な流れとなるに至った。いわゆる「新自由主義」といわれるものがこれである⁷⁾。

「新自由主義」の主旨はケインズが批判した伝統的経済学の結論命題（本稿4-1の①②③）を引き継ぎケインズ理論を退けた上で、ケインズが提起した政策とりわけケインズ政策Ⅱは、経済活動にとって有害無益であることを主張したところにある。新自由主義は攻撃の標的の照準をこのケインズ政策Ⅱに合わせたのである。

アメリカのレーガン政権、イギリスのサッチャー政権において採用された経済政策は

市場の解放、規制緩和あるいは撤廃、とりわけこのケインズ政策Ⅱを可能な限り圧縮しようとするものであり、新自由主義的政策の歴史的事例と捉えることができる。

この新自由主義的政策はケインズ政策のすべてを否定するものではないという点も注意が必要である。新自由主義はケインズ政策Ⅰの「投資需要」を喚起するための財政支出政策、金融政策については事実上容認する。レーガン政権、サッチャー政権の新自由主義に則った政策が行われた時期における財政支出の規模はむしろ膨張していることから観てもこのことは裏付けられるであろう。「新自由主義」はかつての伝統的主流派経済学の「小さな政府」論とは異なって「小さな」はケインズ政策Ⅱについてだけかかる形容詞に変化していたのである。

新自由主義がケインズ政策Ⅰを推進し、ケインズ政策Ⅱをできる限り圧縮しようとするその背景には多国籍企業の世界市場をめぐる競争がある。ケインズ政策Ⅱは、資本に対して相応の負担を要求するものであり、この負担から可能なかぎり解放される状況を作ることによって多国籍企業の国際競争力を回復させたいという意図が存在していたと觀ること

ができるであろう。

新自由主義によるケインズ政策Ⅱの見直しの中心は所得再配分政策の見直しである。税制度に関しては、累進課税制度における累進率のフラット化、法人税の軽減等によって資本の税負担を軽くして市民の税負担を増加させる。さらに社会保障関係の市民に対する給付を減額する。社会保障関係のサービスを削減し、民間企業に市場を解放する等々の内容がこれである。

新自由主義は《「価格の調整メカニズム」によって「すべての経済主体が満足できる」という意味での「調和的社会」を実現できる》という命題を「伝統的主流派経済学」から受け継いでいるが、この「調和」とは市場における経済活動に参加する人間を対象にして言及していることであって、市場に参加しない人間、参加できない人間は対象から取り除かれている。労働市場における供給主体としての労働者が一般的の労働者より労働能力において差異があると資本が評価した場合は、当該の労働者を供給主体から排除するか、差別化された労働市場を設け、そこで差別化された貨幣賃金率が支払われるということになる。

さらに一般の労働者に対しても労働市場の階層化がすすめられ、需要収縮局面にも素早く解雇が可能となり、賃金以外の負担が資本に対して求められない条件で雇用が可能となるような労働市場が設けられる。いわゆる「非正規労働市場」がこれである。階層化された労働市場での貨幣賃金率、雇用量の決定も価格調整メカニズムの一環として捉えられる。このメカニズムが機能することによって、資本にとって最大のパフォーマンスを獲得することができると考えられているのである。



労働市場に入らない人間や、労働能力に差異が認められる人間に対して、これを保護する主旨で公費を支給したり、労働市場の「階層化」を撤廃することは「価格の調整メカニズム」を機能不全に陥らせる。これがケインズ政策Ⅱに反対する新自由主義の拠り所である。新自由主義はケインズ政策Ⅱを取り扱うか極力圧縮することを主張する、これは市民の人権とりわけ生活権、労働権を削り落とし、『資本の要求』を貫くことを意味する。ケインズ政策Ⅱをめぐる攻防は『資本の自由』と『市民の人権』とが直接衝突しあう場となっていると言える⁸⁾。

新自由主義は伝統的主流派経済学の再版ではなく、資本とりわけ多国籍企業にとっての投資環境を改善し、その「自由」を確保すること、そのためケインズ政策Ⅱを圧縮、削減すること・・これが「新自由主義」の主張の要旨といえよう。新自由主義の言う「自由」はケインズ以前の伝統的経済学が主張する「自由な競争」の「自由」とはその趣が異なる。新自由主義の「自由」は「資本の自由」「独占資本の自由」「多国籍資本の自由」の色彩が一層濃いものになっているのである。伝統的主流派経済学の「小さな政府」論は国家の介入を可能な限り抑え、市場の自由な競争に委ねるとしていたのに対して、「新自由主義」においては「資本の自由」を保障するという役割を国家に求めているということも言えるであろう。

「人権」を退け、資本の要求を貫く政策はそれ自体が深刻な矛盾であると筆者は考えるが、この「持続可能性」の認証は政治の場で決定される。日本の現状では「新自由主義」の方向性を持つ政策の採用が支持されており、

筆者が「持続可能」であるべきと考える「人権尊重」の方向性が社会的に認証されているとは言えないのが現状である。

『資本の国際競争力を引き上げることによって、われわれの所得も増え、雇用も増える』・・資本に依存することによって我々の生活は豊かになるという潜在的な思い込みが存在する。『大資本の競争力が一層高まり利潤獲得能力が高まれば、それによって一般市民を含めた社会全体がその恩恵に預かり豊かになる』これは新自由主義理論において「トリックルダウン効果」と呼ばれるものであり、新自由主義的政策への支持を訴える際のキーワードにもなっている⁹⁾。この「トリックルダウン期待」は強力で現在の資本主義社会において生活するすべての人間の意識にあまねく入り込んでいる認識である。この認識が「新自由主義」の政策の方向性を支え、「資本の自由」が「人権尊重」より優先されるべきものとして「人権」の上に置かれてしまう結果を招いていると言える。

現在の日本の現状を観るかぎり、『『資本の自由』を支持する認識』が『『人権の尊重』が『あるべき社会』の不可欠の条件だという認識』を凌駕していると言わざるを得ない。

6 グローバルな次元での社会・経済の在り方の持続可能性

現在の「社会・経済の在り方」が抱える矛盾の例としてグローバルな次元での「貧困」「格差」を挙げることができる、これらを解消し克服する事が「持続可能」な社会の実現に近づくのだという「共通認識」が形成されているかのように言われている。しかし現状では先進資本主義国はこれらの取り組みに

積極的に取り組むという状況はない。資本の自由移動を求める、世界市場支配にとって障害となる規制を取り除くことを求めるという新自由主義的な方向性が先進資本主義国で支持され、より「格差」「貧困」を拡大させているのが現状である。1980年代初頭からIMF、世界銀行が累積債務を抱えた途上国に対して「融資する際の条件として「ワシントンコンセンサス」と呼ばれる「市場自由化プログラム」——グローバルな次元での新自由主義的政策——の採用を求めた¹⁰⁾。この結果は当該国の累積債務の一層の肥大化だけではなく、グローバルな次元での需要収縮、金融市場の一層の不安定化をもたらした。グローバルな次元での新自由主義的政策が「格差」「貧困」を拡大させた歴史的事例¹¹⁾であると言えるであろう。

新自由主義的なベクトルを遮断するためには、まず国内におけるケインズ政策Ⅱに対応する市民の権利保障とそのための資本規制の必要性の認識を上げると同時にそれを政治の場に反映させることができる政治制度を求めていくことが必要である。各国の国内における資本規制がグローバルな次元での格差・貧困の解消を保証することにならない。国内における資本規制の強化は海外への資本移動を促し、移動先の国での操業はそこで格差拡大を引き起こすことになるからである。市民の権利保障を上げる力の結集は単に国内に留まることなく世界中の市民の権利保障を求める力の結集を促し、同時にグローバルな次元での資本コントロールを可能にするネットワークを作り出していくことが必要である。

「格差」「貧困」が解消されるという方向性が「るべき社会」への方向性であると言う

ことが出来るためには、グローバルな次元での資本規制の必要性についての認知が拡がり、それを背景にしてグローバルな次元での税徴収システムを含む所得再分配機構の構築が求められるとともに発展途上国の産業振興を促すために必要なグローバルな次元での資本規制が求められる。

7

むすびに代えて

経済政策の適否の判断は「資本の自由」と「市民の人権」のどちらを守るべきか、どちらを優先すべきかという問題に答えるということでもある。前者の優先が国益という名目で支持され続けることによって市民生活が破壊され、膨大な数の人命までも奪われたという歴史を我々は知っている。70年余り前の戦争がそれである。破局的な事態によってそれまでの「社会・経済の在り方」についての認識分布の転換が生じたという歴史を持っているということである。この転換は認識分布の攻め合いで結果として生じたものではなく戦争の惨禍を受け入れることによって引き起こされたものである。「軍事力をバックに海外市場を確保する」「人権よりも資本を優先させる」という「社会・経済の在り方」が内包している矛盾そのものが「持続不能」という結末をもたらしたと言える。同時に戦前の破局的事態に至るまでの歴史は人々の認識の転換を促すということは容易ではないことも示している。戦前の人権が剥奪されていく過程は、民主主義は崩れやすく脆いものであることも示していると言える。

破局的事態に至る可能性の拡がりが進行する中でこの過去の歴史が繰り返されるのを無



為傍観ひたすら待つというわけにはいかない。先の戦争にみられるような破局的事態は「資本」も「人権」とともに壊滅し失われることを意味し、新たな「社会経済の在り方」への展望も描けないことになりかねないからである。「あるべき社会」の実現のためには、破局的事態に至ることを食い止め、破局的事態に至る前に認識分布の転換をはかることを目指さなければならないであろう。

そのためには認識分布の転換を阻んでいるものは何か？について考え、転換を図るために課題を確認することが必要である。多くの問題・課題が存在しているが、筆者の頭に浮かんだものを挙げると
[トリックルダウン期待の払拭] 「トリックルダウン」は事実に反している。このことはケインズ政策Ⅱが圧縮されているという事実——例えば近年の日本の賃金率・実質賃金率の推移や社会保障関係のデータ——を見てても明らかである。このことは多くの論者によっても指摘されてきた。しかし依然として「トリックルダウン期待」が払拭されているとは言い難い。現在でも「我が国の資本の国際競争力が国民の生活の豊かさを左右する」といった類の議論が政治の場において、たびたび登場し、このような議論が大勢としては支持されていると考えざるをえないのが現状である。「資本の自由」と「人権尊重」とは両立しないということ、「トリックルダウン」が幻であることを事実によって示すことが引き続き求められている。新自由主義的政策の遂行そのものがこの事実の重要な部分であることも忘れてはならない。

[認識転換の条件づくり] [言論・出版・報道の自由] が実質的に侵されるといった事態

も含めて、現在の政策の方向性を維持しようとする主旨での様々な形での情報への働きかけや人為的操作等の圧力が常に存在する。これらの圧力を跳ね返し、国民一人一人が正確な情報を把握し、将来の自らの生活や社会の在り方についての考えを深め、政策の適否を判断することができる環境を作ることが求められる。

[市民の人権擁護ネットワーク] 認識（例えば所得再分配に関する認識）分布の変化を促す市民ネットワーク（国内に留まらずグローバルなネットワーク）が不可欠である。グローバルな次元での人権侵害を監視し、人権侵害を防止する機関（例：国連人権委員会）は現存するが・・単に人権を守るというに留まらず、グローバルな次元での資本コントロールの必要性、所得再分配の必要性の認識を拡め、この実現を目指すグローバルなネットワークが求められる。

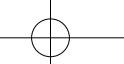
認識の転換を図るために必要とされる課題として、さしあたって上記3点挙げたが、恐らくほかにも多くの課題が残されているであろう。いずれにしても「あるべき社会」の主柱である「人権尊重」が実現する社会への道のりは遠くかつ多難である。格差を拡大させている現在の新自由主義的政策が採用されている「社会経済の在り方」が「持続不能」となり、格差解消を含む人権尊重の目標を目指すことができる新たな政策を採れるに至るまでには困難な課題が横たわっていることが確認できる。

「社会・経済の在り方」に関しては、「持続可能」「持続不能」の用語を使用する以前に現在直面している課題を明確にし確認することが求められているのではないだろうか。



注

- 1) 17のテーマは以下の通り。1. 貧困 2. 飢餓 3. 健康と福祉 4. 教育 5. ジェンダー平等 6. 安全な水とトイレ 7. クリーンなエネルギー 8. 働きがい・経済成長 9. 産業と技術革新の基盤。10.人や国の不平等 11.街づくり 12. つくる責任つかう責任 13.気候変動に対する対策 14.海の豊かさ 15.陸の豊かさ 16.平和と公正 17.パートナーシップ<http://www.jp.undp.org/content/tokyo/ja/home/sustainable-development-goals.html>参照。
- 2) SDGsの掲げた17のテーマのうち、もっぱら「自然環境」に関わるテーマは 6. 安全な水とトイレ 7. クリーンなエネルギー 13.気候変動に対する対策 14.海の豊かさ 15.陸の豊かさ であり、それ以外のテーマは「社会・経済の在り方」に関わるテーマである。
- 3) 『雇用・利子および貨幣の一般理論』(以下『一般理論』)第2章2 参照。
- 4) 『一般理論』第19章2(3)参照。
- 5) 『一般理論』第11章、第12章 参照。
- 6) 『一般理論』第3章2 賃金単位で測った純生物供給額を雇用量の関数として表現した「総供給関数」の形状から「利潤分配率の増加、労働分配率の低下」が「雇用増大」の条件であるとケインズが認識していることが読み取れる。
- 7) 万人が認める「新自由主義」の決定的な定義は存在していない。ケインズ『一般理論』以降に伝統的主流派経済学の主旨を受け継ぎ、ケインズ理論の主旨(伝統的経済学批判)に対する反批判として提起された理論の総称——これが筆者の「新自由主義」の定義である。「新自由主義」の端緒となる文献としては Friedrich Hayek, *The Road to Serfdom*, 1944. F. A. ハイエク著 西山千明訳『隸従への道』ハイエク全集Ⅰ別巻 春秋社, 2008年. Milton Friedman and Rose D. Friedman, *FREE TO CHOOSE*, 1979, M&R・フリードマン著 西山千明訳『選択の自由』日本経済新聞社 1980が挙げられる。
- 8) James M. Buchanan, Richard E. Wagner, *Democracy in Deficit-The Political Legacy of Lord Keynes*, Academic Press Inc. New York(1977), 深沢実・菊池威一訳『赤字財政の政治経済学』文真堂(1979) 財政赤字の恒常化はケインズ政策と選挙制度を含む「民主政治」の組み合わせによって引き起こされたものであり、ケインズ政策を捨て均衡財政主義に立ち戻るべきことが主張されている。(邦訳211ページ)
- 9) しばしば「個別の利己心の追求が社会の豊かさをもたらす」「トリックルダウン効果」を示唆した端緒的文献としてマンデヴィル『蜂の寓話』が挙げられるが、ケインズは『一般理論』第23章7節で「個別の節儉が社会的豊かさをもたらすという考えは誤り」という主旨のマンデヴィルの記述を引用して個人の貯蓄を増加させることによって個人の富を増加させようとする行為は消費需要を減退させるという意味で逆に社会的富の減衰につながるということを認識していた(——「合成の誤謬」を認識していた——)としてマンデヴィルを高く評価している。このことから「私悪すなわち公益」という『蜂の寓話』の副題の中の「私悪」の内容に応じて「個別と総体の関係」という点に関しては異なる主旨が混在していたとみなさざるをえない。
- 10) 「市場自由化プログラム」の内容は以下の通り。(1)財政赤字の是正、(2)補助金カットなど財政支出の変更、(3)税制改革、(4)金利の自由化、(5)競争力ある為替レート、(6)貿易の自由化、(7)直接投資の受け入れ促進、(8)国営企業の民営化、(9)規制緩和、(10)所有権法の確立。Williamson, J. ed. [1994]. *The Political Economy of Policy Reform*. Washington : Institute of International Economics参照。
- 11) Joseph E. Stiglitz, *Making Globalization Work*, W. W. Norton & Company, 2006. 榎井浩一訳『世界に格差をバラ撒いたグローバリズムを正す』徳間書店2006年。スティグリッツは、世界銀行のスタッフであった経験も省みて、ワシントンコンセンサスが世界における格差を拡大させたことについて実例を示しつつ論じている。



【論文2】



電力産業における財務及び 収益構造の変化と特質 ：法人企業統計の時系列分析を中心にして

田村八十一

(日本大学商学部教授)

はじめに

本論文では、法人企業統計などのデータを中心に用いて、原子力発電を推進してきた電力産業を分析することで、その財務及び収益構造の変化と特質を一瞥する。

2011年3月11日の東日本大震災を引き金に東京電力・福島第一原子力発電の放射能漏れ汚染大事故（以下、3.11放射能汚染大事故と呼ぶ）を惹起したにもかかわらず、電力会社がその後一旦すべて停止した原子力発電所を再稼働する動きが生じてきている。しかし、このような電力会社の動きは、近年重視されている地域分散型エネルギーや「自然資本の価値化」の考え方とは逆向するものである。今日、このような動きをしている電力産業は、長期に時系列分析した場合、どのような実態にあるのだろうか。そこで、以下、電力産業の財務及び収益構造の変化に絞って概観することにしたい。

1 電力産業における大企業の 資産・売上高・経常利益の 集中度と特質

電気業に属する大企業の集中度の特質を先ず確認しておこう。法人企業統計における電気業に分類される資本金10億円以上の大企業数（母集団）は、3.11放射能汚染大事故直後の2012年度で47社であった。これら企業には、一般電気事業者である北海道電力から沖縄電力までのいわゆる電力10社、一般電気事業者へ電気を供給する卸電気事業者である日本原子力発電や電源開発2社に加えて、特定規模電気事業者53社と特定電気事業者4社の一部が含まれていると考えられる¹⁾。なお、特定規模電気事業者は「契約電力が50kW以上の需要家に対して、一般電気事業者が有する電線路を通じて電力供給を行う事業者（いわゆる小売自由化部門への新規参入者（PPS））」であり、特定電気事業者は「限定された区域に対し、自らの発電設備や電線路を用いて、電力供給を行う事業者」である（資源エネルギー庁 [n.d.]）。

2012年度に電気業の大企業の数は47社であったが、電気業の大企業に対する電力10社（単体）の割合は、2012年度までの10年間で総資産について90～96%（2012年度91%）で

あり、売上高（営業収益）においても88～96%（2012年度89%）になっていた。また、電力10社（単体）の半数が経常損失を計上した2008年度²⁾より前の期間である2002年度から2007年度までの間で経常利益の電力10社の割合は、89～99%を占めていた。電力自由化により電力10社の割合は傾向的に低下しているといえ、電力産業における大企業の総資産、売上高、経常利益が電力10社に集中している状況であり、従って、電気業における大企業の数値は電力10社の状況を反映しているといえよう。

ところで、2015年度で電気業の大企業に対する電力10社（単体）の割合は資産91.0%、売上高91.2%、経常利益92.3%と高かったが、2016年度と2017年度はそれぞれ総資産で76.0%、74.6%、売上高55.2%、54.9%、経常利益57.8%、62.7%に低下している。これは、東京電力が2016年度に事業再編を実施し、東京電力ホールディングスとなり、東京電力の①燃料・火力発電事業、②一般送配電事業・不動産賃貸事業及び離島における発電事業、③小売電気事業・ガス事業等・発電事業・配電事業を3つに分社化したことによる。すなわち、分社化された3社は、東京電力ホールディングスとは別法人となり、法人企業統計で資本金100億円を超える大企業としてカウントされたことによる変化であると推測できる。従って、2017年度における電気業の全規模に占める大企業の総資産、売上高、経常利益の割合は、総資産で91.1%、売上高で93.0%、経常利益で81.7%と未だに高い。但し、総資産は2012年度まで約99%以上、売上高および経常利益も2000年代前半まで約99%以上と地域独占を背景に極めて高い状況であった。

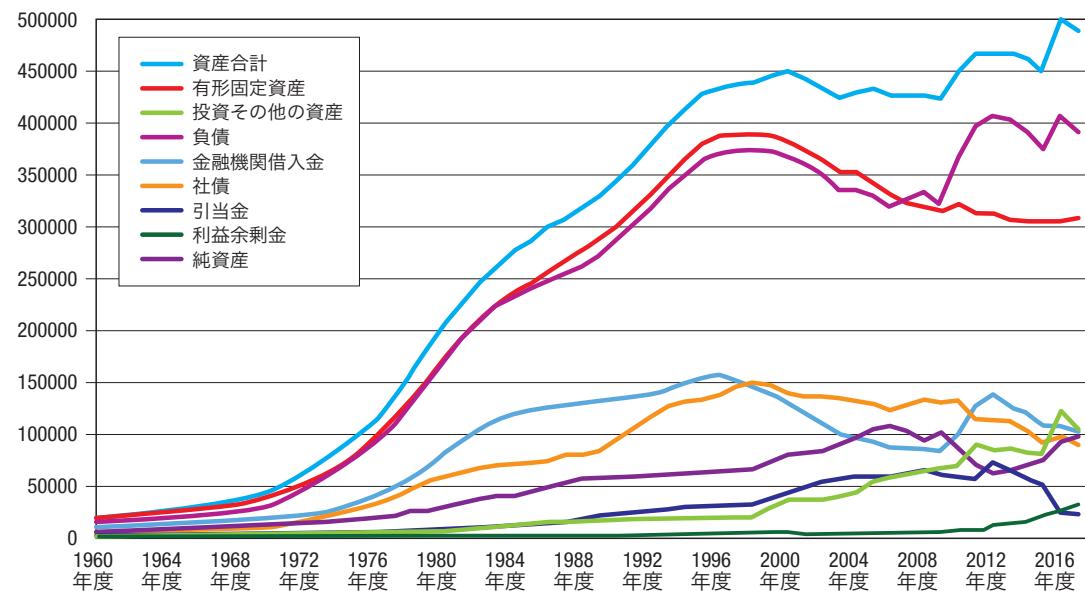
このように大企業の集中度は高いとはいえ、電力自由化による影響は、企業数の変化に現れている。3.11放射能汚染大事故後の2012年度以降、電気業の大企業の数は、2012年度の47社から2017年度に1.7倍の66社に増加した。これに対して、資本金1億円以上10億円未満の電気業は2012年度の89社から2017年度に205社と4.4倍に、1千万以上1億円未満の電気業は同じく117社から834社と6.8倍に、さらに1千万円未満の電気業は87社から6,223社と71.6倍に増えている。3.11放射能汚染大事故後に中小の再生可能エネルギーを含む電気業の企業数が電力自由化を背景に急激に増加したことがわかる。なお、電気業における大企業の数の増加は、東京電力の分社化に加えて、大手電力会社が、停止している原発を補うために火力発電などを事業とする子会社を設立したことも起因していると推測できる。

2 電力産業における大企業の財務構造の変化と 3.11放射能汚染大事故

電力産業は、巨大な装置産業であり、その巨額な資産の多くを他人資本である負債で賄いながら成長してきたといえる。従って、電力会社は、膨大な固定資産とそれを調達するための負債によって減価償却費と支払利息のウエイトが大きくなる特質がある。特に原子力発電は、火力などの他の発電よりも初期投資が巨額に上るため一層この特質を強めることになる。以下では、このような特質を確認するとともに、近年における電力産業の財務構造の変化を概観する。

まず図表1によって電力産業（資本金10億円以上の大企業）の主要な資産、負債などの推移と特徴を確認したい。

図1 電力産業の主要な資産、負債などの推移（単位：億円）



注：データは、資本金10億円以上の電気業である。

資料：財務省・財務総合政策研究所『法人企業統計年報』より作成。

電力産業における大企業の総資産は、1960年度（1兆8,751億円）から2000年度（44兆7,727億円）まで24倍になり、一貫して成長してきた。その後、戦後最長の「好景気」（「いざなみ景気」）に入ったが、2009年度（42兆2,031億円）まで総資産は縮小ないし横這い傾向が続いた。ところが、2010年度以降、東日本大震災による3.11放射能汚染大事故などを経たにもかかわらず、東京電力に対する原子力損害賠償支援機構による資本注入と金融機関による貸付の増加などもあって総資産は再び増加して2012年度には46兆6,594億円に膨らんだ。さらに2016年度には、過去最高の49兆6,934億円に達している。但し、2016年度の増加は前述したように東京電力の事業であった3事業を分社化したことで、分社化された3社の資産が加算された影響が大きいと推測できる（東京電力は、分社化しても有形固定資

産が投資その他の資産に入れ替えるだけで、資産は減少しない）。

電力産業における資産の成長を資金調達の側面から支えてきたのが負債である。有形固定資産すなわち設備投資は、1985年度まで負債（特に有利子負債すなわち金融機関借入金と社債）に全面的に依存して成長していた。しかし、負債に依存する成長は、金額でみると37兆2,438億円に達した1998年度に一旦終焉を迎えている。その後、2009年度（32兆1,101億円）まで負債は縮小ないし横ばい傾向となった。負債のうち金融機関借入金は1996年度の15兆7,362億円をピークに2009年度までに2兆7,202億円減少して13兆160億円縮小した。また1998年度以降、金融機関借入金の金額を超えた社債も今日まで傾向的に減少している。この1998年度から2009年度までの期間に生じた資産の減少を超える負債の減

少は、資本（純資産）と引当金の成長によって賄われた。すなわち、外部資金である有利子負債による成長から資本と内部資金としての引当金によって資産を維持する構造へと電力産業の資金調達構造は変化したのである。ところが、東日本大震災による3.11放射能汚染大事故などによって、一転して電力産業の資本は大きく縮小して、再び負債に依存せざるを得ない構造に戻った。

それでは、この資産の成長は、どのような特徴を持っているのだろうか。電力産業は、1960年代以降、一貫して設備投資の拡大を続けたが、日本経済がマイナス成長となった1997年度（38兆8,706億円）をピークに有形固定資産は傾向的に縮小して行き、設備投資は抑制されていった。この設備投資の抑制に対して、逆に1998年度以降、増加したのが投資その他の資産である。1997年度に1兆9,947億円であった投資その他の資産は、ピークの2011年度には9兆246億円まで増加している。2012年度の投資その他の資産7兆2,343億円は、1960年度に対して244倍の成長であった。これに対して、2012年度の総資産は、1960年度に対して25倍であり、いかに投資その他の資産が伸張したかがわかる。なお、2016年度の投資その他の資産の増加は、前述の東京電力の事業再編による影響であると推測される。

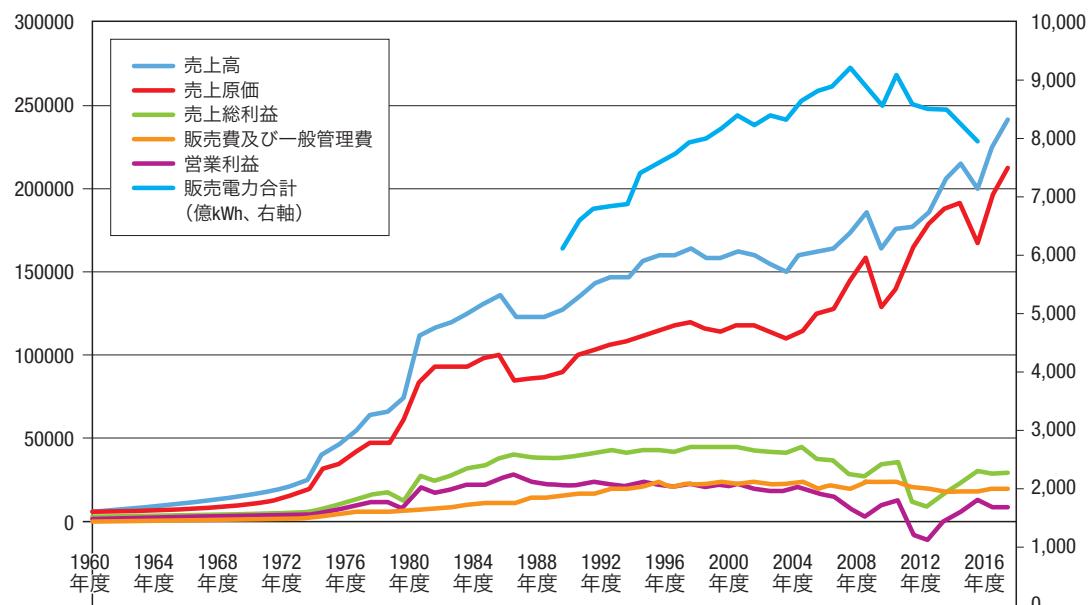
1998年度以降、日本の電力産業は、設備投資よりも、日本原子力発電（株）や日本原燃（株）などの子会社・関連会社支配と金融資産による財テクに重点を移行させたといえる。

このように投資その他の資産を増大させる一方で、3.11放射能汚染大事故を省みれば日本の原子力発電所の過酷事故などへの安全対策への投資は不十分であったといわねばなら

ない。地震や津波によって3.11放射能汚染大事故のような事態が起こることが、原発に対する慎重派、反対派だけでなく、行政サイドからも事故以前に指摘されていたにもかかわらず、安全対策への投資は不十分にしかなされていなかった。すなわち、事故が予見されていたにもかかわらず、地震や津波対策が十分に行われなかつたのである（大島 [2013] 140～141頁）。しかるに日本の電力会社は、このような事故対策への設備投資などよりも投資その他の資産への投資に傾倒していった。2度と事故を起さないために日本の電力会社は、投資その他の資産への投資を転換して、一刻も早い脱原発と廃炉はもとより、停止している原発、再処理施設などに対する安全対策の投資にできる限りの資金を投じるべきである。

例えば、「原子炉建屋内の原子炉上部に核燃料プールを設置し、そこに大量の使用済み核燃料を貯め込むようなことも、全電源喪失のおそれを考慮すれば非常識であった」（吉岡 [2012] 385頁）と指摘されており、既存の原子力発電所における使用済み核燃料の適切な保管場所と保管方法に資金を早急に投じる必要があろう。さらに国会事故調の報告書では、「原子炉だけでなく使用済み燃料プール内の燃料管理にも十分な配慮がなされるべきである」と、「原子炉事故においては、発電所外からの資機材支援にはさまざまな限界があるため、事故対応上重要な資機材については、発電所内で、又は発電所周辺からも調達できる備えが必要である」（東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（国会事故調）[2012] 141、150頁）ことなどが既に指摘されている。3.11放射能汚染大事故後の

図2 電力産業の売上高および売上原価などの推移（単位：億円、億kWh）



注：データは、資本金10億円以上の電気業である。

資料：財務省・財務総合政策研究所『法人企業統計年報』及び電気事業連合[n.d.]より作成。

確率計算において日本で50基の原発が稼働しているとすると10年で1回の割合で大事故が起きると試算されるようになったように（金子・飯田・eシフト編 [2013] 65頁）、原発を停止して廃炉にするにしても、既存の原子力発電施設の安全投資に早急に全力を尽くすべきである。

しかも図表1のように電力産業は、2012年度以降、驚くべきことに利益剰余金すなわち公表内部留保を以前にも増して増大させて2017年度には過去最高の3兆940億円を蓄積して来ているという異様な状況が生じている。

3 電力産業における大企業の収益構造の変化と特質

図表2は、電力産業の売上高（営業収益）、売上原価および営業利益の推移である。日本の電力産業における大企業の売上高は、1986

年度まで右肩上がりの成長性を続けるが、バブル経済期に成長が鈍化する。その後、1991年度から1997年度まで再び右肩上がりで推移した。1996年1月から燃料費調整制度が導入されたにもかかわらず、1998年度の電気料金の引き下げ、消費税導入などによる景気の低迷、気温の変動、ITバブルの崩壊による影響などにより2000年代の前半の売上高は縮小傾向にあった。しかし、2004年度から2008年度のリーマンショックまでの好景気により売上高は、成長に転じている。このように停滞、縮小期はあるものの、総じて電力産業の売上高は長期的な傾向として右肩上がりで推移して来ている。しかし、3.11放射能汚染大事故を待つまでもなく販売電力合計は2007年度をピークに減少しており、需要が減退しても結局、送電網を有する地域独占的性格、総括原価方式及び燃料費調整制度に支えられて、

売上高は傾向的に右肩上がりが続いているのである。

一方、売上原価は、2000年代前半まで売上高と連動して推移していたが、その後、原子力バックエンド費用や燃料費の上昇などによって上昇していく。売上高原価率は、第2次石油ショック後の1979年度に82.3%まで上昇する。その後、原油安と円高により1986年度に67.4%まで原価率は低下した。しかし、1987年度以降、傾向的には原油安と円高が続いていたにも関わらず、売上高原価率は微増していく、2000年代後半からは上昇幅を大きくして2012年度には93.0%に上昇した。その後、2017年度は88.2%になっている。

電力事業における本業の儲けである営業利益は、1986年度の2兆8,921億円をピークに減少して行き、2000年代後半から大きく落ち込んだ。そして、遂に3.11放射能汚染大事故を契機に2011年度には営業損失に転落している。続く2012年度も1兆853億円の営業損失となっている。1986年度からの営業利益の減少は、当初、売上高の落ち込みの要因が大きかったが、次第に販売費及び一般管理費の増加によって進行していく。さらに2005（平成17）年度からの営業利益の急減は、同年度から導入された再処理等積立金法による原子力バックエンド費用や燃料費の上昇などによって売上原価が上昇したことによる。

ところで、この間、電力10社の発電設備の原動力別最大出力を検討すると、原子力は1997年度まで上昇して4,230万kWになり、その後、2005年度には4,696万kWとピークに達していた。なお、汽力も2004年度まで上昇して1億2,023万kWになり、その後、減少した後に2016年度に1億3,143万kWになっている

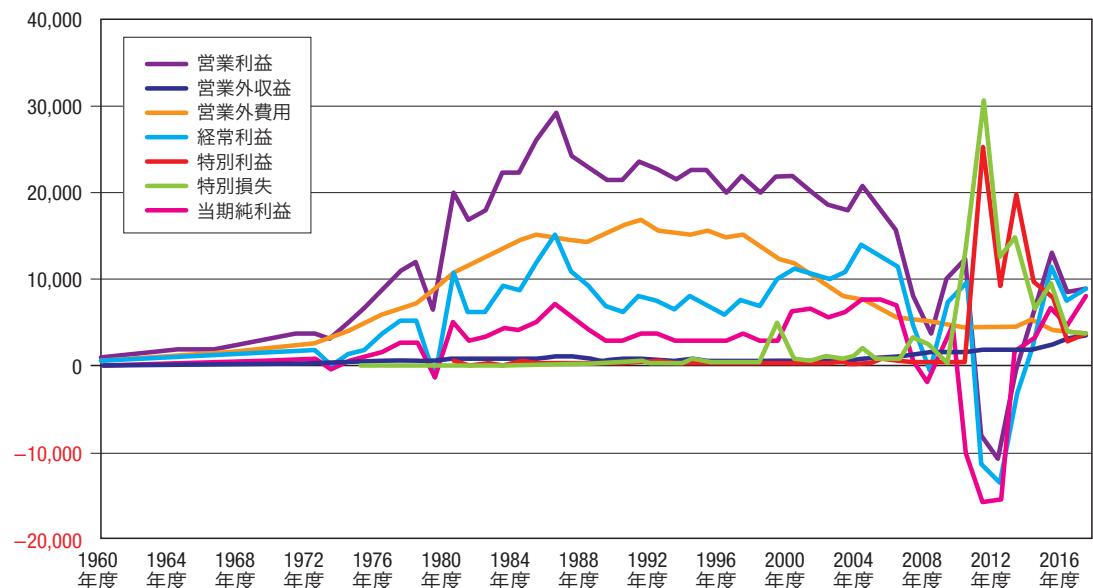
（電気事業連合会 [n.d.]）。「コストが最も安い」³⁾とされてきた原子力発電が積極的に導入されてきたにもかかわらず、営業利益は1986年度以降に、また売上総利益は2005年度以降に通減して、遂には3.11放射能汚染大事故により、もはや本業では採算性が取れない状況へと至ったのである。

次に図表3でその他の収益、費用を確認しよう。まず特徴的であるのが、営業外収益と営業外費用との差である。まさに電力産業が膨大な負債に依存しており、そのため金融費用すなわち支払利息（おおよそ営業外費用の8～9割を占める）の負担に耐えなければならない構造であったことがわかる。ピーク時の1991年度の営業外費用は、1兆6,545億円であり、営業外収益924億円の約18倍に達していた。なお、これら利子は周知のように総括原価方式によって電力料金に反映できた。しかし、前述したように1997年度以降、負債の減少と日銀の低金利政策に伴って営業外費用は減少して、2007年度には4,888億円まで縮小している。2007年度で営業外費用は営業外収益1,326億円の3.7倍ほどに圧縮され、この間に電力産業の収益構造が変化したことがわかる。

なお、負債で賄われていた有形固定資産の減少は減価償却費の減少に繋がっている。減価償却費は、ピーク時である1997年度の3兆796億円に対して2012年度に2兆1,167億円に減少し、2017年度に1兆6,179億円とピーク時の半分に縮小している。

ところで図表3をみるよう、2011年度に3兆493億円の巨額な特別損失が計上されている。その主要な要因は、東京電力における原子力損害賠償費（2兆5,249億円）に加え、東

図3 電力産業の各利益などの推移（単位：億円）



注：データは、資本金10億円以上の電気業である。

資料：財務省・財務総合政策研究所『法人企業統計年報』より作成。

京電力、東北電力の災害特別損失（3,996億円）などである。この特別損失に対して特別利益2兆5,341億円が計上されている。その主要なものが、原子力損害賠償支援機構から東京電力が受け取った原子力損害賠償支援機構資金交付金（2兆4,262億円）である。

次に経常利益と当期純利益をみると2015年度の電力業における大企業の経常利益は1兆1,401億円であり、これは1960年度から2017年度までの57年間で6番目に大きい利益である。2015年度から2017年度の直近3年間の利益は、おおよそ90年代の経常利益の水準を上回っている。さらに直近の2017年度の当期純利益8,541億円は、3.11放射能汚染大事故の影響が未だに解決していないにもかかわらず、驚愕すべきことに過去最高の金額に達していることがわかる。

おわりに

3.11放射能汚染大事故は、少なく見積もられても原爆の168倍に相当するセシウム137などを撒き散らし、放射能汚染の被害を甚大かつ広範囲に及ぼして、琵琶湖の1.5倍に相当する地域に人が住めなくなる事態を引き起こした（小出・佐高〔2012〕24頁。）。この原子力発電を推進してきた政官財学労マスメディアも含めた原子力複合体⁴⁾、特に電力産業ないし原子力産業と政府の責任は極めて重いといわざるを得ない。しかるに、電力産業は、2017年度には過去最高の当期純利益を上げ、近年、内部留保を以前にも増して高めている。しかもこの5年間は金融機関借入金や社債をも減少させてきている。これは、3.11放射能汚染大事故の大惨事に対して、大株主であり、かつ主要な債権者であった金融機関（大手銀



論文 2 電力産業における財務及び収益構造の変化と特質：法人企業統計の時系列分析を中心にして

行や保険会社など)が、有限責任によって出資額以上の責任を問われることがなく、むしろ恩恵を受けているという不条理な状況を惹起しているといって良いであろう。

原子力発電・バイオテクノロジー・化学物質(例えば、ダイオキシンの影響)などは、現代の先端技術を利用して生まれたものである。しかし、一旦、事故などが起これば広範かつ深刻な環境汚染をもたらし、さらに次世代まで影響を与え続ける技術である。そして、これらの技術は未だ完全に人類が制御可能な技術ではない。現代は、科学技術の進展と普及により、このような自己制御できない技術を特定の産業ないし特定の株式会社(遺伝子技術については個人も)が容易に利用できる時代となっている。しかし、一旦、事故が起

れば、その被害と損害は、一企業や産業、そして一政府が負えるものではないことは Fukushimaの3.11放射能汚染大事故をみればわかる通りである。われわれが、人類史において、そのような時代に到達したとするならば、広範に環境を汚染し、さらに次世代まで深刻な影響を与え続ける可能性がある技術は規制されなければならない。しかもこれら技術を利用する企業の支配株主ないし資本提供者は、その甚大な被害を鑑みれば、有限責任のままでは良いのかがさらに今日問い合わせなければならない時代に来ているのではないだろうか。このような制御できない危険な技術を利用する企業と資本提供者(大株主のみならず、主要な債権者)には無限責任の適用の検討が必要な時代へと入ったのではないだろうか。

注

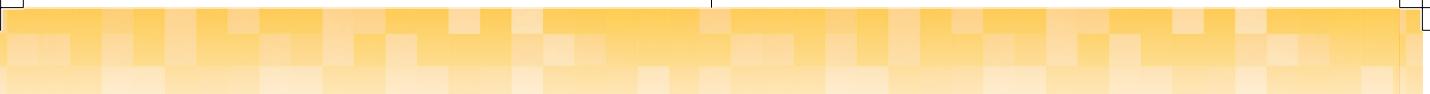
- 1) これら電気事業者については、電気事業連合会統計委員会編 [2012] 4~11頁を参照のこと。
- 2) 経常損失の計上は、燃料価格の変動に加え、東京電力については、この他に2007(平成19)年7月の新潟県中越沖地震の被災による変圧器火災などによる柏崎刈羽原子力発電所の運転停止などの要因によるといわれる。
- 3) すでに大島 [2013]、円居 [2013]、原子力資料情報室、金子 [2013]などによって原発のコストは、安くないことが明らかにされている。
- 4) 大島 [2013]は、原子力複合体について次のように述べている。
「原子力政策決定の場は、原子力発電推進に賛成する利益集団で構成され、一般国民からすれば理解しにくいほど原子力開発一辺倒の議論になっている。原子力の利用に疑問が差し挿まれるようなことは一切ない。」「こうした、疑問を差し挿まずに原子力開発を進める社会集団は『原子力村』と呼ばれている。原子力村を構成している主体は非常に複雑に絡み合っている。原子力村は、政管財労学にメディアを巻き込んで形成されている一種の運命共同体的な利益集団である。」「これは村と呼ぶにはあまりにも強力な政治的、経済的パワーをもっている。ここではアメリカの軍産複合体にちなんで原子力複合体と呼ぶことにする。」(大島[2013]160~161頁)。

参考文献

- 円居総一 [2011]『原発に頼らなくても日本は成長できる』ダイヤモンド社。
大島堅一 [2013]『原発のコスト』岩波書店。
金子勝 [2013]『原発は火力よりも高い』岩波書店。
小出裕章・佐高信 [2012]『原発と日本人』角川学芸出版、2012年。
電気事業連合会統計委員会編 [2012]『電気事業便覧(平成24年版)』オーム社。
資源エネルギー庁 [n.d.]「我が国の電気事業制度について」(<http://www.enecho.meti.go.jp/denkihp/genjo/genjo/index.html>)より 2013年10月3日閲覧。
吉岡齊 [2012]『新版 原子力の社会史』朝日新聞出版。
東京電力福島原子力発電所事故調査委員会(国会事故調) [2012]『報告書』7月5日。
金子勝・飯田哲也・eシフト編 [2013]『原発ゼロノミックス』共同出版。
電気事業連合会 [n.d.]「電力統計情報」(<http://www5.fepc.or.jp/tok-bin/kensaku.cgi>)より 2018年10月5日閲覧。

付記

本論文は、「平成28年度～平成29年度 日本大学学術研究助成金(総合研究)」(「地方創生のための自然資本の価値化」)の研究成果の一部である。



【論文3】

アベノミクスの6年間と負の遺産

小西一雄

(立教大学名誉教授)

2018年10月の臨時国会の所信表明演説で、安倍首相がアベノミクスという言葉を使わなかったことがちょっとした話題になりました。その真意は分かりませんが、2012年12月に安倍第二次内閣が発足し、翌13年4月に黒田日銀の「異次元金融緩和政策」が発動されてから6年が過ぎ、いまやアベノミクスを総括するには十分な時間が流れました。以下私なりの総括を記したいと思います。

なお、この文章はもともと昨夏に本年報に掲載するつもりで書いたものでした。しかし年報の発刊が遅れているうちに、雑誌『経済』の2019年2月号（1月発行）掲載の座談会に参加することになり、原稿の一部を私の報告として利用しました。以下の文章は紙幅の都合で雑誌では大幅に削除した部分を復元し、その他の部分も一部削除・加筆したものです。座談会用に「ですます」調に変えたままになっており、少しもたもたした文章になってしましましたが、ご海容のほどお願いいいたします。

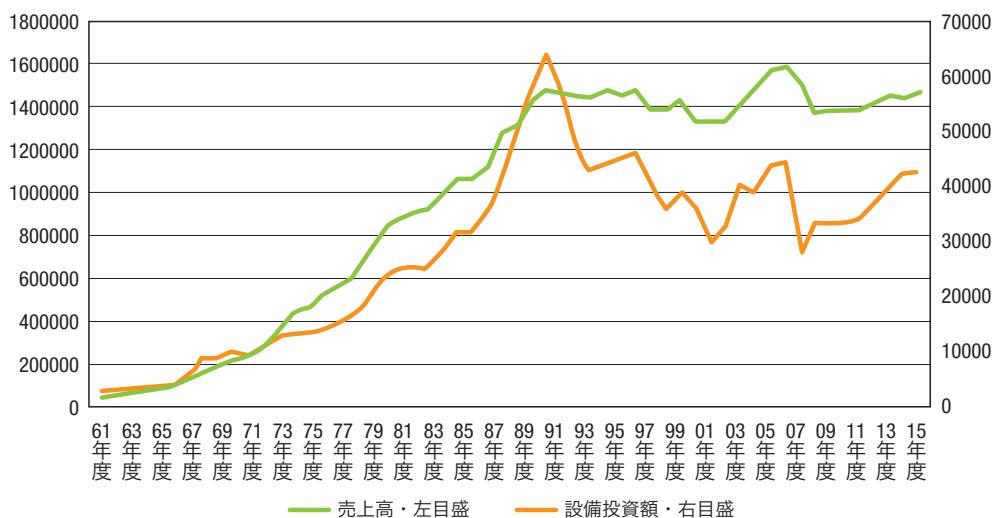
1 長期停滞なのに 史上最高の大企業収益

GDPの拡大がゆるやかながら続いてきたという点で、アベノミクスは成功であったと

する人もいます。しかし、アベノミクスが克服するとしていた「デフレ期」は依然として継続しています。図1は日本国内の売上高と設備投資の推移を示したものですが、この6年間はバブル経済崩壊後続いてきた長期停滞基調からまったく脱却できていないことが分かります。図の中で売上高と設備投資が共に伸びている2007年度前後の山がありますが、これはこの時期にはアメリカが円高誘導などをせずに、日本の輸出増を容認していたことと、中国市場の拡大で輸出が伸びたことによるものでした。この6年間は、この時期のパフォーマンスにすら及びませんでした。バブル崩壊後の失われた10年は失われた20年となりましたが、いまやそれは確実に「失われた30年」に向かっています。

日本における企業の売上高の低迷はバブル経済崩壊以降続いているが、2010年以降の人口減少社会への突入が市場の制約をより厳しいものとしています。ここでは多くの産業部門で増収（売上高の増加）は難しいわけですが、しかし資本は、とくに上場大企業はそれにもかかわらず増益（利潤量の増大）を図らなければなりません。こうして、資本は三つの対応をとって増益を図ってきました。第一は、国内市場の制約を克服するための海

図1 企業の売上高と設備投資額の推移（1961年度～2016年度）（単位10億円）



注：金融保険業を除く全産業。設備投資はソフトウェアを除く。

資料：財務省『法人企業統計』から作成。

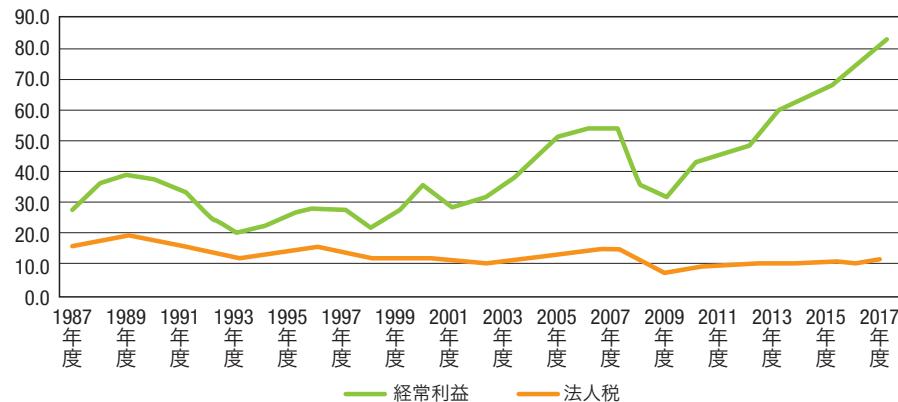
外生産の展開です。後掲の図3の四輪車の生産台数の推移にはそのことがよく表れています。同じ海外市場の利用であっても輸出の場合は雇用と所得は国内で生じます。しかし経済摩擦の回避や為替リスクの回避のために海外生産を拡大するとなると、個別資本は増収・増益を実現しますが、それは国民経済の発展には結びつかなくなります。

第二は、増収が困難ななかで増益を図る重要な手段はコストの削減、とりわけ固定費の削減、わけても人件費の削減でした。現在、人口減少社会の到来による空前の人手不足にもかかわらず賃金が上がらない根底には、資本蓄積のこのような環境があるからです。そしてアベノミクス下で進んだ労働分配率の低下が、「消費不況」をいっそう深化させ、売上高の低迷として企業に跳ね返ってきています。第三は、金融資産の蓄積（貨幣資本の蓄積）の進展です。増収が見込めない状態では、利潤を事業の拡大のために投資すること（現

実資本の蓄積）は困難です。したがって利潤を貨幣的に蓄積するほかに道はないということになり、「金融化」が進んできました。

このような対応によって、長期停滞基調から脱することができないにもかかわらず、大企業は史上空前の利益を達成してきました（図2参照）。それは四つの要因によるものです。第一は、円安効果です。2013年度から17年度の5年間で52兆円の経常利益を改善する効果があったとする試算もあります（日経11月22日）。第二は、海外生産での増収・増益です。海外子会社の利益は2018年度に「初の10兆円超えが視野に入る」と予測されています（日経同上）。第三は、賃金の抑制です。加えて、金融収益の増加も企業収益に寄与しました。図3は日本企業の営業利益に対する経常利益の比率を示しています。営業利益に主に金融収益と金融費用を加えたものが経常利益ですから、営業利益を100として今世紀に入って経常利益が100を超えているという

図2 企業の経常利益と法人税の推移



資料：経常利益額は財務省『法人企業統計』から作成。

図3 営業利益に対する経常利益の比率



資料：財務省『法人企業統計』から作成。

ことは、それだけ金融収益が増大したことを示しています。

2 売上高と設備投資の低迷の背景 —市場の成熟

ではなぜ、売上高は伸びないのでしょうか。それはまず、自動車、電機、建設というバブル期まで日本経済を牽引してきた産業が成熟段階を迎えたからです。自動車産業を例にとると、表1にみるように、日本では乗用車の買替需要はあっても販売と生産が量的に拡大

していく時代は終わりました。自動運転車や電機自動車の登場は買替需要を刺激するでしょうが、それが市場の量的拡大につながることは難しい。もちろん、海外では自動車市場は今後も拡大していくでしょう。しかし、それは国内生産台数の増加にはつながりません。貿易摩擦や為替相場の変動リスクを回避するために海外生産が増大し、自動車企業の増収（売上高増加）増益（利潤増大）は国民経済の発展には結びつかなくなっています。（図4参照）

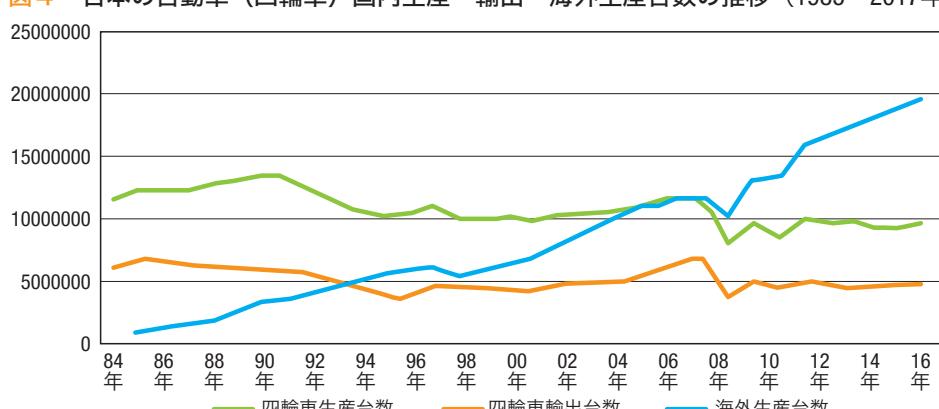
年	新車新規登録届出数 (暦年)	保有台数 (100世帯当たり) (年度末)
1970	2,379,137	26.8
1980	2,854,175	64.9
1986	3,322,888	91.3
100台突破 1988	3,980,942	104.1
1990	5,575,208	112.3
2000	4,802,493	132.7
2002	4,790,215	143.8
2010	4,205,097	136.9
2016	4,140,226	125.2

太字網掛け部分はピークを示す。

資料:『経済財政白書』「長期統計」から作成。

表1 乗用車新車新規登録届出数と保有台数の変化（単位：台）

図4 日本の自動車（四輪車）国内生産・輸出・海外生産台数の推移（1985～2017年）



資料:『日本の自動車工業』(日本自動車工業会)各年版から作成。

電機産業（ITを除く）の場合は自動車のように一方的に海外に進出しているわけではありませんが、輸出産業としての牽引力は低下しています。そして、自動車、電機の両輸出産業の国内市場の伸びがとまり、横ばいになってしまっています。それに加えて、公共事業に依拠してきた建設産業では国内市場は横ばいどころか縮小してきました。（図6参照）老朽化施設の改修や改築といった需要は増大するが、かつてのような公共事業の右肩上がりでの拡大は見込めないです。さらに、自動車、電

機という重要な耐久消費財の分野の動向に加えて、図5にみるよう、家計の需要項目で重要な住宅投資についても、もはや市場の拡大は遠い昔のことです。

こうして、自動車、電機、建設という産業が国民経済をリードする力を失っている一方で、IT（ICT）産業が新たなリーディング産業になってきました。図6にみるよう、建設業の落ち込みを埋めるかのようにIT産業の生産は増加しています。あきらかにIT産業は新しいリーディング産業になっています。

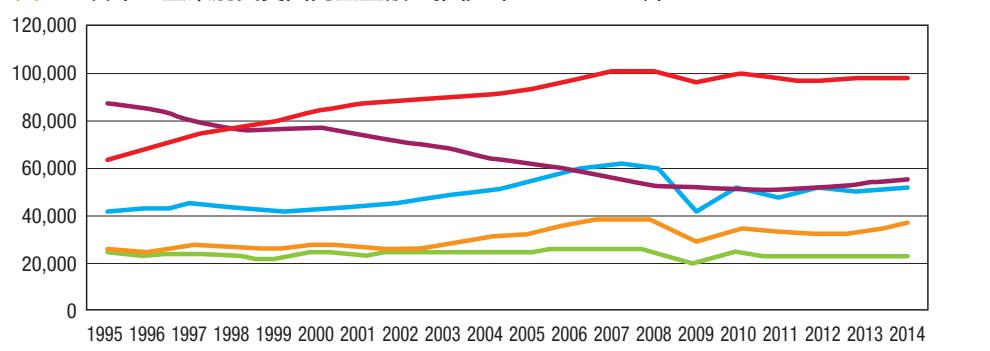
図5 日本の住宅新規着工戸数の推移（1961～2016年）



単位：千戸

資料：『経済財政白書』長期統計より作成。

図6 日本の産業別実質国内生産額の推移（1955～2014年）



単位：10億円、2005年価格。

資料：『平成28年度版 情報通信白書』から作成。

しかし、IT産業が従来のリーディング産業と違う決定的な問題は、それが雇用吸収力が極めて低い産業だということです。図7にみると、IT産業の生産額の顕著な増大にかかわらず雇用はほぼ横ばいとなっています。建設業で失われる雇用を吸収する力はないのです。

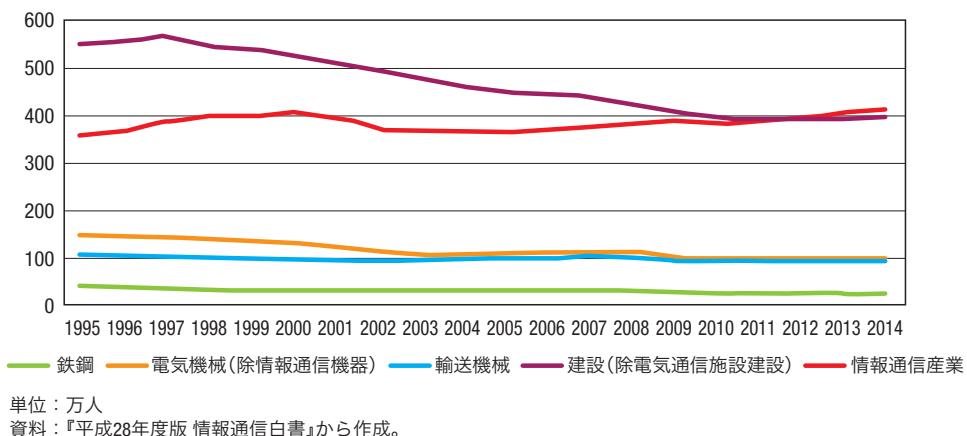
以上のような現在の日本経済の構造をみると、従来型の経済成長を追い求める政策は失敗せざるをえないことが分かります。バブル崩壊以降、歴代政権が繰り返してきた誤りを

アベノミクスも犯しているわけです。しかし、アベノミクスには歴代政権の政策にはみられないいくつかの異常がみられます。

3 アベノミクスがもたらした異常事態

アベノミクスのなかで唯一のオリジナルな政策、異次元の金融緩和政策は、円安効果をもたらしました。また日銀の株式市場への介入とGPIFの介入は、円安効果と相まって、官製株価を実現しました。円安と株高は長期

図7 日本の産業別雇用者数の推移（1995～2014年）



単位：万人

資料：『平成28年度版 情報通信白書』から作成。

09年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
-2.6	1.3	0.1	-0.9	-0.9	-2.8	-0.9	0.7	-0.2

資料：厚生労働省「毎月勤労統計月報」より抜粋。

表2 リーマンショック以降の実質賃金の推移（前年比伸率）

停滞下ではあるけれども日本経済のパフォーマンスの刺激要因となったことは事実です。しかし、この過程で以下の異常な事態が進行しました。

まず、大企業が史上最高益をたたき出しながら法人税はほとんど増加せず（前掲図2）、財政危機の構造が拡大しました。2012年度から2017年度にかけて、企業の経常利益は48兆4,610億円から83兆5,243億円へと72.4%増加しましたが、法人税の増加は22.4%に過ぎませんでした。もし法人税が経常利益と同率で増加していれば16.9兆円になり、2017年度の単年度だけでも法人税収は4.9兆円増加している計算になります。

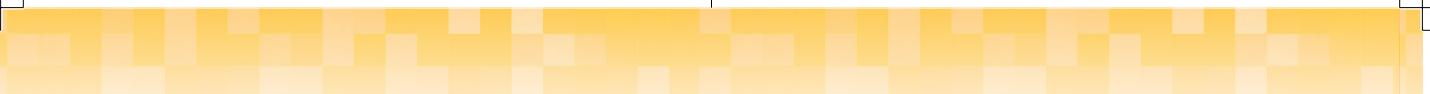
次に、大企業が史上最高益をたたき出しながら賃金は上がらず格差が拡大し、労働分配率は史上最低に落ち込んでいます。ちなみに日本では実質賃金は、1997年度から2017年度

までに10.3%も減少してきました。リーマンショック後も推移は表2のとおりです。

さらに、異次元金融緩和政策によって金融市场（短期金融市场）は事实上機能停止状態にあり、資本市場では官製株価と官製長期金利が構造化しました。そして財政の事実上のマネタイゼーションが進行しています。次にこの点を少し詳しくみてみましょう。

4 これから顕在化するアベノミクスの負の遺産

歴代の自民党政権や自公政権の経済政策もさまざまな害悪を流してきましたが、その中でもアベノミクスの突出した害悪は、それが現実に国民生活の改善をもたらさなかったというだけではなく、今後長きにわたって日本経済に大きな負の副産物を残しつつあることです。「わが亡き後に洪水は来たれ」とでも



いわんばかりの乱暴な政策が進められてきました。負の遺産の中核がクロダノミクスという史上最悪の金融政策です。安倍首相の後ろ盾のもとで黒田日銀が推進してきた異次元の金融緩和政策のひどさは、それが期待した成果がでないことが分かってもなお、看板だけを変えて突き進むということを繰り返してきたことです。

この政策の中心は、市中銀行経由で国債を大量に買い続けることによって市中銀行の日銀預け金（市中銀行の保有現金とイメージしてもらってよい）を増やしてやれば、銀行貸出が増え、世間にでまわる通貨が増大し、それによって物価も上昇し景気が良くなるというものでした。彼らは2013年4月に「異次元の量的・質的緩和」としてこの政策を始めるにあたって、これによって物価上昇率が2年間で2%程度に上昇・安定し、日本経済は「デフレ」状態から脱却できるといっていました。しかし、約束の2年間を経ても、銀行貸出は増えず、世間にでまわる通貨も増えず、2%物価目標も実現せず、「デフレ」脱却もすすみませんでした。そこで2016年1月には「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」と称してマイナス金利政策を導入しました。さらに2016年9月には「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を導入し、同時にETFやJ-REITの買い入れを増やすことによって株式市場などに日銀が介入する政策も強化されました。さらに今年2018年7月にはこの政策

は維持するが金利目標や国債の買い入れ額は「弾力的」に運用する、というように政策の微調整を繰り返してきました。これらは看板を変えることによって、「異次元の量的・質的金融緩和政策」を強化する手段がいくらでもあるかのように装ったものであって、実態はほとんど変わりませんでした。その結果、今後日本経済にとって重荷となる負の遺産が形成されてきたのです。

まず、金融政策の機能マヒです。これ以上の金融緩和は難しく、一方金融引締めへの転換はリスクが大きすぎて踏み切れません。円安、株高、長期金利低下（国債価格支持）＝マネタイゼーション、これらが崩壊するリスクです。したがってまた、世界的な金融危機や通貨危機が生じた場合に金融政策を機動的に展開する能力も著しく低下しています。また、関連して、日銀とGPIFという公的資金の投入が株価を支え、日銀が大企業の大株主になるという資本市場の異様な構図が形成されました。

次に日銀のバランスシートの悪化が進展しています。日銀の保有国債の利回りは2012年度の0.593%から2017年度の0.279%へと年々低下してきました（表3）。現在ではまだ、市中銀行が日銀に保有する超過準備への0.1%の付利を保有国債の利回りが上回っており、「逆ザヤ」にはなっていませんが、じわじわとそこに近づいています。一方で、円安の影響（外国為替損益の益超）や保有金融資産の

2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
0.593	0.482	0.443	0.413	0.301	0.279

表3 日銀保有国債の利回りの推移 (%)

収益（金銭の信託運用損益）などが日銀のバランスシートの悪化をカバーしてきました。しかし円安、株高の構図が崩れると、それは日銀のバランスシートをも悪化させることになります。かつて誰も中央銀行の収益性の悪化など問題にはしませんでした。しかし歴史上はじめて、先進国の中銀の収益悪化が中央銀行信用を傷つけるかもしれない、という懸念が生じています。

さらに、これは今後のことではなく現在進行形ですが、マイナス金利政策の導入の結果、地銀など中小銀行の経営の悪化が進んでいます。

しかし、なんといっても、最大の問題は財政政策も機能マヒに陥っていることです。財政赤字が拡大し、財政は日銀の事実上のマネタイゼーションで維持されています。いまや景気刺激型財政運用は困難であり、その中で、消費税増税と社会保障関係経費の削減で財政危機を乗り越えようという最悪の選択が進められています。そして、外国人投資家の動向などから国債市場が混乱すれば、マネタイゼーション自体が破綻しかねないというリスクがつきまとっています。

金融財政政策の問題のほかにも、ここでは簡単な指摘しかできませんが、規制改悪によって労働環境をさらに悪くする政策が進められています。

5 「出口戦略」の困難を越えて

アベノミクスに決別して政策を転換すること、そのために政治を転換することが必要ですが、大まかに政策転換の課題を列挙すれば、次のようになると思います。第一は、税・財

政政策の転換で、とるべきところから税金をとり、公共サービス（教育、研究、医療・保健、介護サービス、その他公共サービス）部門と社会保障費への財政支出を拡大することです。第二は、異常な金融政策を転換して、金融政策の「正常化」のために「出口戦略」を開始することです。第三は規制政策を転換して、標準労働日の破壊をゆるさず、サービス残業を根絶するなどの、労働環境の劣化を食い止めることが必要だと思います。

ただこれらの政策課題のなかでも、金融政策の「出口戦略」の展開は、どの政権のもとでこれを始めるにしても、大きな困難を伴う課題です。「出口戦略」は徹底的な金融緩和政策から金利引き上げへの転換の過程ですが、これはアメリカではテーパリングと呼ばれてすでに開始以降5年になっています。現在先進国中で最も景気の諸指標がいいアメリカでさえ、金利引き上げが与える負の効果を抑えるために、金利引き上げは慎重に徐々に進められてきました。日本のような長期停滞下の経済で金利引き上げを進めようとすれば、そこにはアメリカ以上に大きなリスクがあります。その過程は長期にわたるものにならざるをえないでしょう。

世の中には、「出口戦略」などは必要ではなく、逆に、日銀に無利子の永久国債を買取りさせて財政支出を拡大することがとるべき経済政策だという人もいます。これは事実上、政府紙幣を印刷してバラまけばよいという政策ですが、紙幣を印刷して経済が良くなるのであれば、経済学も経済政策も不要です。私たちは、アベノミクスの負の遺産に立ち向かうことから始めるほかはないのです。

以上



【エッセイ1】



第4回福島・ツアーに参加して

円谷英夫

(会社員)

今回のツアーの印象をひと言で総括すると、放射能汚染の象徴であるフレコンバッグの見せない化が進んでいるということ。昨年は、除染作業が峠を越え、いたるところにフレコンバッグの5段積が見られた。避難指示解除から1年半がたち、数少ない帰還住民から見れば、居住とフレコンバッグは共存できないということだろう。まだあちこちに見られるものの、5段積はかなり減った印象をもった。

どうしているのかというと、まず塀で囲つて見えないようにしている。これは一番姑息で実際は減っていない。次に依然として帰還困難区域となっているエリアに、せっせと運んでいる。飯館村でいえば長泥地区に移している。入れないのでから、見ることはできない。これも実際には減っていない。

さらに、減容化施設という名の焼却施設が各町村にできて、フル稼働中だ。ここに運び込んで、燃やせるものを燃やしている。その結果、大量の灰が発生しており、灰の貯蔵施設も作られている。灰はわかったが、放射能で汚染された廃棄物を燃やして環境に影響はないのか。

というわけで、フレコンバッグを運ぶためのトラックが、激しく行き交っている。白いトラックがその目印だというが、半数以上が

白ナンバーなのだ。営業車でないトラックということは、ボランティアという建前なのだろうか。

1日目は、野馬土所属のガイド、漁民の志賀さんが案内してくれた。若い頃、原発反対の意見表明をして漁協青年部を除名されたという、筋金入りだ。

「F1から20キロの内と外で景色が違います。外側はほとんど震災前と変わらなくなりましたが、内側は耕作が行われていません。田畠は草がはえて殺伐とした光景です」。

なるほど、確かに。

「今は予算が付いているので、草を刈って田畠を守っていればお金をもらえます。予算がなくなれば草を刈らなくなるので原野になってしまうでしょう。そうなったらもう田畠には戻らないでしょう」。

南相馬市から浪江町へ。請戸に入るのは3回目だが、かなり片付けられてどこが請戸港だったかわからないくらいだ。慰靈碑は別の場所に移されたという。請戸地区は盛土して防災林にして人は住まないそうだ。海が見えないほどの高さの防潮堤が、完成していた。請戸小学校は、金網を張って人が入れないようになっていた。請戸地区では180人が犠牲

になったが、この小学校は全員無事だった。校舎の2階ではなく山に逃げるという、学校のとっさの判断が正解だった。迎えに来た親にも「今は逃げることが先決」と子供を渡さなかった。

「成功例なのに金網で囲って見せなくしてしまった。当時の先生が証言する機会もない」と志賀さんは話した。請戸では減容化施設が稼働中、小学校のとなりは瓦礫の仕分け作業場になっていた。

次に志賀さんが案内してくれたのは、福島いこいの村なみえの入り口にある丈六公園前のモニタリングポスト。ポストは $0.372\mu\text{Sv}/\text{毎時}$ を示していたが、「ここに線量計を置いてみてください」と道路の反対側の地面に置くと、 $5.374\mu\text{Sv}/\text{毎時}$ と驚くべき数値を示した。

メーカーの富士電機の人々が来て、周囲の線量をいろいろ測ったが「これはダメですね。実際の測定値より低く表示されるように設定されているとしか思えない」と言ったという。裏は取れないが、事実とすれば大スキャンダルである。いくら避難指示が解除されても、これでは住めない。

志賀さんが、9条の会の活動もされているということで、小高にある鈴木安蔵の生家に案内してもらった。恥ずかしながら、この人を知らなかった。日本国憲法草案のたたき台を作った人だという。敗戦後、民間で憲法草案がいくつか作られたが、憲法研究会が作った憲法草案要綱がGHQに届けられ、GHQがそれを参考に草案を作ったのだという。憲法研究会に憲法学者として唯一参加したのが鈴木安蔵で、彼がまとめ役になったのだという。その骨子を見れば、現憲法の素案となったこ

とは一目瞭然だ。

1. 国民主権の明示

2. 象徴天皇制

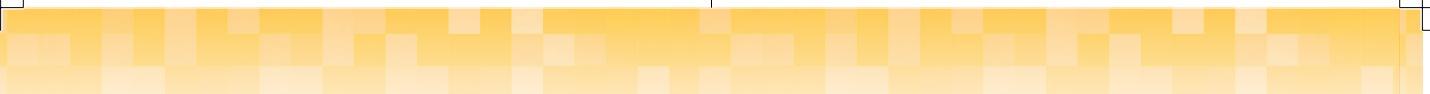
3. 基本的人権の網羅的規定

政府案が、国体護持、臣民規定など旧態依然とした内容で、GHQからボツを食らったのとえらい違いだ。というわけで、薬屋の裏にある古びた一軒家も、こうした解説を聞くと輝いて見えるのだ。

最後に、小高小学校へ。ここに今、小高小、福浦小、金房小、鳩原小の4小学校が入っている。帰還者が少ないためだ。

宿泊は、今年5月12日、原町で7年ぶりに営業を再開した抱月荘。出産のため熊本に里帰りしていた若女将が、子供を連れて帰ってきて1週間で地震に遭ったという。再び子供を連れて熊本に避難、以来ずっと家族別れの生活が続いている。昨年子供を連れて帰って来て、建物をリニューアルして再開した。線量の高い地区に子供と暮らして大丈夫だろうかとも思う。でも、父と母子が離れ離れというのも限界だったのでないか。

2日目は、飯館村出身で地区労の書記をしている渡辺さんに案内してもらった。昨年に続き2回目だ。現在、飯館村で暮らす人は850人。帰還率は約15%で浪江、富岡が約5%程度なのに比べると高い。耕作を再開する人も増えてきているという。長泥などの帰還困難区域を除いて除染は終了した。しかし、道路から20メートル以上離れたところや山、池の底などは対象外であり、セシウムがたまっていると思われる。除染によって福島県全体で2000万袋のフレコンバックが生まれたが、飯館村にはそのうち250万袋があった。中間



貯蔵施設に運んだり、焼却施設で処理し、現在は減ってきてている。フレコンバッグを置けば、地権者にお金が入るのだという。

県道12号線から村役場に左折する手前のところに、昨年8月、道の駅「までい館」が完成した。24時間営業のコンビニも入っている。立派な姿は目立つ。小中学校、陸上競技場も完成した。飯館村には、ハコモノが多い。旧小学校、中学校は使われずにそのままになっている。村の予算規模は震災前の5倍になったという。大丈夫だろうか、菅野村長。

村役場のロビーで一通りの説明を受けたあと、村内を回った。長泥ゲートではトラックが頻繁に行き交っていた。神社のお祭りも昨年から再開された。でも、そのための資金は東電マネーが入っているという。

昼食は、村内唯一の飲食店、手打ちうどん「ゑびす庵」へ。避難先の福島市で営業していたが、昨年4月、元の場所で営業を再開した。野菜たっぷりの五目うどんがおいしかった。

食後は、渡辺さんの自宅へ。今は相馬市に自宅を建てたので、居住はしていない。時々帰宅して、ハウスで野菜を作ったり、片づけをしたりしている。みごとな栗がたくさんなっていたが、みんなイノシシの餌になっていた。それから減容化施設と灰保管施設へ。バスで横から裏に回ると、正面からは見えなかった広大な灰の保管施設が何棟も見えた。

帰路のバスの中で、渡辺さんから賠償についての説明があった。賠償には4種類ある。精神的苦痛に対する賠償は、被災区域に住所があった人を対象に一人月10万円。長泥のような帰還困難区域の人には別途一人700万円が支払われた。浪江町では馬場町長が「これ

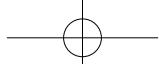
ではあまりに少なすぎる」ということで、ADR（原子力損害賠償紛争解決センター）に申し立てた。その結果、一人月15万円、老人は月18万円という裁定が出た。住民はこれを受け入れたが、東電が拒否している。

財物に対する賠償は、住宅、家財、立木などが対象。別の所に家を建てた人にも、自宅の評価額との差額が支払われる所以、自己資金がなくても家を建てられる。労務に対する賠償は、仕事を失ったことに対して支払われたが、約2年で終わった。営業の損害に対する賠償は、店、工場、農業、漁業などを対象に、前年の収入に応じて支払われてきたが、東電はそろそろ終わらせようとしている。

渡辺さんと別れてから、富岡町、楢葉町、広野町を回った。印象的だったのは富岡。ここが一番廃炉ビジネスに対して積極的なのだろう。IAEAの現地連絡所の誘致に成功、人が集まって来るのでヨークベニマルというスーパーもできた。スーパーではF1の作業員だけでなく、家族連れも買い物をしている。作業員向けのアパートの建設ラッシュが進んでいる。やる気満々なのである。駅もすっかり整備され、いわきからの運転も再開された。駅前にはビジネスホテルもできた。

その後、広野のJヴィレッジに向かう。ここは、事故後、原発事故対応の前線基地になっていた。今は、東電から地元に返還され、スポーツ施設としてきれいに整備された。サッカーの練習をしている人たちがいる。当時はシビアアクシデントの緊張感に満ちていたことだろう。その面影はない。

実は、Jヴィレッジの近くまで来たことがある。震災後、一体自分になにができるか自



エッセイ① 第4回福島・ツアーに参加して

問自答していた私は、2012年3月3日、「とにかく近くまで行ってみよう」と常磐線に乗った。当時の常磐線の再北限が広野だった。駅改札を出て海の方向へ歩き出すと、荒涼とした光景が広がっていた。家は土台を残して流されたか、建っていても近づくと破壊されていた。田畠は海水に浸かり、バードサンクチュアリのようだった。常磐線の線路は赤く錆びて、曲がっていた。町は人影がなく、作業員を乗せたマイクロバスだけが走っていた。閉じたままの商店を見ると「除染中」の張り紙が。北に向かって歩き始めたが、火力発電所までが限界でJヴィレッジまではたどり着かなかった。仕方なく広野町役場へ行って、「カンパです」と少額のお金を置いて帰ってきた。それが私の最初のフクシマ・ツアーだ

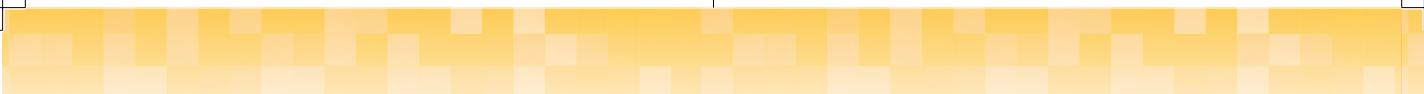
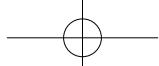
った。

当研究機構に参加することによって、4回にわたり福島県を訪問する機会に恵まれた。飯館村の菅野村長にお会いしたり、立ち入り禁止だった請戸地区にも入った。東海村で、長く脱原発の活動している村議会議員の話を聞いた。希望の牧場の吉澤さんにもお目にかけた。なによりも、定期的に訪れるこによって、復興の過程を肌で感じることができた。必ずしも私が「こうあるべき」と考えるようには進んでいないが、それを見極めることも大切だ。一人で行動するだけではとてもかなわない経験をさせていただいたことに、感謝したい。首都圏に住む私たちは、いつまでも福島県の人たちに心をはせ続けなくてならない、という思いを強くしている。



参考文献

- ・福島県9条の会ブックレット1 福島県が生んだ平和と人権の先駆者たち 吉原泰助著
- ・請戸小学校物語 大平山をこえて



【エッセイ2】



腑に落ちない出来事、あるいは「忖度」

小阪隆秀

(日本大学商学部教授)

日々新聞を読んでいると、経済、政治、社会などで幾つかの問題が繰り返し報じられていることがよく分かる。近時のものでは、企業による製品検査不正、森友・加計学園への行政による過剰優遇疑惑、それにともなう行政文書の改竄、原子力発電・電力エネルギー問題、地球温暖化・異常気象問題、それからスポーツ界でのパワハラ・イジメ問題などである。関連して次々と新しい事実が見つかることもあり、テレビのワイドショーでも繰り返し報じられるので、かなり身近な关心事となってくる。重要性はよく分かるので、新聞を読むときも、じっくり読んで成る程と理解する。しかし同じ話題で、関連した内容が次々と明らかになってくると、やはりそうなのかといしさか呆れてしまうことの方が多い。事態の収拾が付かないで報道は続くことになるが、読者としては、事の重要性を承知しているために、そのような新しい記事に付き合うことになるが、段々と読むというよりは見るという動作に移って行ってしまう。

事件を起こした当事者はそのことをよく知っていて、「どうせいつかみんな忘れてくれる。一時の嵐さえしのげば、それで済む」と、此方も達観している。そして、その通りに、何の解決も見ずに事件は忘却されて行くこと

で、「終息」する。こうなると、皆んな忘れているのに、今更一人息巻いても、誰も相手にしてくれなくなってしまう。

腑に落ちない出来事(1)

それでも、一人一人には記憶にとどめて置きたいこと、忘れてはいけないと思うことが、きっとあるはずだ。たとえば、品質検査不正。その多くは検査をしないで遣り過ごすことが、その理由でほぼ共通していることは、「検査をしていると、納期に遅れる」というものである。あまりの単純さに呆気にとられてしまうが、相手先に対する配慮というか、責任感はどうなっているのかと理解に苦しむ。検査を遣り過ごす原因は、人手不足、設備の老朽化、要するにリストラによるコスト切り詰めの結果である。とりわけグローバル化の中で競争力を失ってきた国内の工場への投資が置き去りにされてきたようである。品質検査の現場で働く従業員には、競争の激しさと株主資本利益率(ROE)の向上を求められている経営者の上からの方針に逆らうようなことをすれば、自らの立場を失いかねないリスクもあり、いわば経営者の意向を「忖度」することで、現場からの主張よりは黙って見過ごすことを繰り返してきたというのが、実

状のようである。このような多年にわたる品質不正が日本を代表する企業で多発しているのである。おそらく多くの日本人には全く想定外の出来事が、ここに来て発覚というか、自供というか、次々と白日の下に晒されている。品質検査不正にかかわった人たちは、自分たちだけしか知らない、ここだけの秘密である、とそれぞれ思っていたのであろう。しかし、実は、日本国中の名立たる企業で、このような秘密が蔓延していたのだ。まったく信じ難い不祥事である。その結果、当該企業に莫大な損失を及ぼし、それのみでなく、日本の製造業の製品品質、made in Japanへの世界からの信頼を失墜させてしまった。

脇に落ちない出来事(2)

まだ他にも脇に落ちないことがある。福島第一原子力発電所の津波事故のことである。今、東京電力の当時の経営者として責任を問われ、裁判になっている3人の被告による法廷での陳述であるが、津波が発生した時には最大15.7メートルの高さになる可能性があるという調査会社の分析が報告された時、その担当副社長はその報告書を突き返したという。理由は、「根拠が曖昧だった。」「分からないことが多すぎて、情報を集める必要があった。」とのことである。ならば教えてほしい。原子力発電所の安全の「根拠は明確だった」のですか。また当時の会長は、原発については知識が限られており、何でも知っているわけではない、と証言されている。福島原発の事故のことを聞かれても答えようがない、ということであろう。事故の責任は「会社」にはありそうだが、「経営陣」の中にはない、と言っているに等しい。とすれば、「原発は

安全だ」と言って原発を動かしている人は誰もいないことになる。いまや、原発は独りで自分勝手に動いているようだ。だから、誰も止められないのか。九州電力では、自然エネルギーである太陽光発電による電力をただ捨て去るという。理由は、原発の電力を減らせないからのようである。やはり、ここでも原発は自分勝手に動いているのだ。

脇に落ちない出来事(3)

他にも脇に落ちないことはある。官邸と行政・官僚機構で生じている問題だ。国の最高審議機関である国会でも取り上げられており、いろいろな角度から随分と報道されてきている。衆議院議員の選挙もあったが、大きな争点になった気配はなく、与党の圧勝で終わっている。国民皆んなの関心はこんなものだという評価もあるが、少し脇に落ちないところもある。

当時の財務省理財局長の佐川宣寿氏は、国有地の不当な払い下げの疑惑を巡って、国会での野党の質問で「総理夫人の側からの要請があったのではないですか」というような質問に対して、「そのような事実は一切ございません。」と実にキッパリと答えていた。関連の公文書についても、「すでに廃棄されている」とキッパリとではあるが、外目にはいささかムキになって答えてるように見えた。誰か背後から睨みを効かしている人がいるのではないかと、何故かふと感じた。後日、決裁文章が有ることが分かり、佐川氏の指示で首相の国会答弁などに合わせるように書き換えられていたことが明らかになった。首相夫人の名前も削除されていた。このような事実に対して、政府・官邸は、官僚が自らの判断



で、要するに自らの支配者である上司の意向を汲んで、「忖度」したに過ぎないと断じた。これに対して、首相は「今後、官僚の皆さんには自らの職務に、しっかりとですね、しっかりと専念してもらいたい」という趣旨の発言をインビューの中でされていた。たしかに、もっともある、と思われる。官僚の皆さんもきっとお聞きになったと思われるが、言葉どおり、でよろしいのでしょうか。

また、上記の森友学園の問題に引き続いで、加計学園の獣医学部新設に関わって首相の働き掛けがあったのではないか、ということが問題になった。この新設を後押しする役割を担ったのが、首相補佐官であった前経済産業審議官の柳瀬唯夫氏だといわれた。柳瀬氏は加計学園による戦略特区での新設を推進するために「首相案件」という禁句で文科省などの異論を封じ込めたのではないかという疑惑を持たれた。また、関係者と面会したのではないかと国会で追及されたとき、「私の記憶する限りでは、そのようなことはございません」と言って、切り抜けた。要するに、「覚えていません」の一点張りで、押し通さざるを得なかった。後に、具体的に指摘されて、面会した何人かの中に居られたようだが目に入らなかった、と訂正された。頭がいいのが売りの官僚にしては、おそらく本人も少々情けないと思うような子供じみた答弁の繰り返しであった。

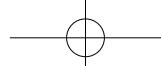
忖度の「論理」と「倫理」

マスコミ報道で話題になったこの二人の頭脳明晰な官僚が、今回のようなリスクを背負ってまで守ろうとしたものは何だったのだろうか。外から見ていて分かることは、事の

発端は彼らにはなかったということである。彼らが悪いことを企んで、あれやこれやの謀を企画したのではなかった。彼らは、他の誰かの思惑を進める一端を担わされたのだ。おそらく、「強制的に」担わされたということはなかっただろう。ただ、彼らに弁解の余地がないのは、その一端を引き受けることを「拒否」しなかったことだ。推測するに、そのような状況に置かれた官僚ならほとんどの人は、「拒否」してその状況から離れる、あるいは「無視」する、ということはできないであろう。これまで苦労して積み上げてきた官僚としてのキャリアを棒に振るリスクが高いと思われるからである。もちろん、いつの時代にも、命をかけて自らの職務と信念を守り通してきた人もいることを忘れる訳にはいかない。

しかし、今、官僚にとって自らの職務に専念するだけでは、その努力が報われ難いような状況が生まれてきているのではないか。それは、官僚に対する人事権が政府・官邸に吸い上げられ、強化されてきているからである、と学会でも論じられマスコミでも報じられている。すなわち、2014年5月に立ち上げられた「内閣人事局」による全省庁の部長級以上の人事への介入による支配の強化である。佐川氏や柳瀬氏も、エリートへの階段を上り詰めてきて、さらに「官邸」に引き上げられる資質の持ち主であった。このような状況の中で、止むを得ず「自ら同調していった」すなわち「忖度」したのかもしれない。

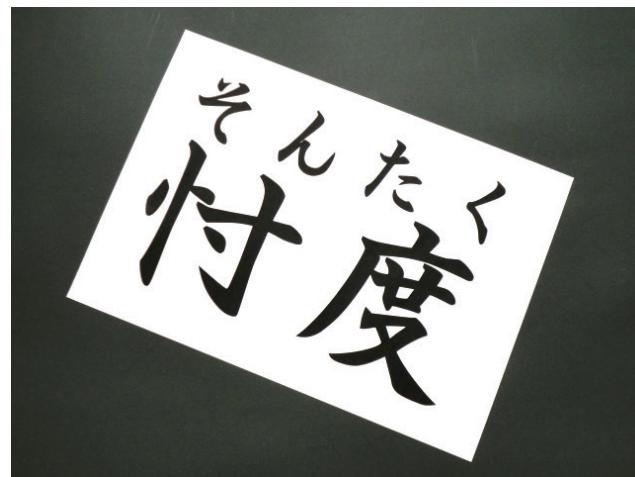
ということになると、問題は内閣人事局を通じた幹部官僚の任命権の統制という仕組みにある。政治主導という制度改革からすれば、筋が通っているのであるが、政権の長期化に

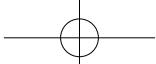


エッセイ2 脇に落ちない出来事、あるいは「忖度」

ともない、もはや官邸の意向にそぐわない意見など持ちがたく、昇進などで野心を持たない官僚であっても、積極的に官邸の意向を忖度することが求められてくる。憲法第15条第2項では、「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」と規定さ

れていますが、官僚は政権・官邸への奉仕者として上ばかり見て仕事をすることが多くなる。官僚が「勝手に」忖度したというのは、このような状況が生み出す必然の結果であろう。





【エッセイ3】



慶州脱核紀行

円谷 恵

(国際基督教大学職員)

2018年10月6日から9日まで、私の所属する日本基督教団西片町教会と姉妹教会である韓国基督教長老会ソウル第一教会とが隔年で実施している日韓合同修養会に参加した。今回のハイライトは「慶州脱核紀行」というフィールドワークであった。日本からは9名、韓国からは18名が参加し、韓国の環境保護団体慶州支部のスタッフが同行し、詳しい背景の説明やガイドをしてくださった。

実は一年前、日本でこの合同修養会を実施した際に、ROAEEの方々はよくご存知の「野馬土」による福島被災地ツアーに韓国の方々をお連れしたのが、今回のこの「脱核紀行」の始まりであった。福島の現状を視察したソウル第一教会の参加者は、大きな衝撃を受け、帰国してからすぐに「脱核実践委員会」を立ち上げ、瞬く間に教会の屋上に太陽光発電機を設置し、韓国の原発問題にも取り組み始めたのだ。慶州の原発ツアーもその「脱核」の一環として行われた。この「脱核」と言う言葉には、脱原発だけではなく、朝鮮半島および東アジアから核兵器をなくすと言う意味も込められている。

新羅の都であった慶州は、世界遺産登録もされ、様々な観光施設が整備され、外国人観光客も多数訪れる韓国有数の観光都市である。

その慶州に原発が6基と核廃棄物処分場があると聞いただけでも驚きであったが、実物を見てさらに驚愕であった。最初に行った月城原発は、写真を見ても分かるとおり、本当に海岸ギリギリに設置されているにも関わらず、防潮堤もなく、建屋もない。韓国では地震も津波もないという前提で建てられたのだと思うが、昨年来、慶州やすぐ北にある浦項でもかなり強い地震が起きている。フクシマを経験した今となっては、安全性という面で到底信じられない光景だ。釜山近くの古里原発に関しても同じなのだが、日本であれば立ち入り禁止区域になっているであろう地域に民家や商店や漁港がある。また、原発本体にかなり近づいても特に注意もされず、さすがに新古里原発の近くに行った際には写真撮影はしないようにと言われたが、それとても、撮った画像を消すようにという指示もなかった。(それで、この画像がある。)

月城原発の半径30km以内には120万人が住んでおり、フクシマ以降、原発の危険性を改めて認識した月城原発付近の住民は2014年に移住対策委員会を結成し、座り込みを始めており、そのテントも訪問した。福島で、生まれ育った故郷を離れることができず、放射線の恐怖との間で悩み苦しむ人々の様子をたく



海岸沿いに建つ月城原発。かなり老朽化していることがわかる。一番手前の一号機は既に廃炉が決まっている。

さん見聞きして來たので、移住を要求するということに正直最初は違和感も感じた。しかし、韓国は日本と違って、政府が全ての原発を直接運営しているので、廃止を要求すると言ってもハードルが高すぎる上に、そもそも日本では居住を許可されないような近接した場所で日々生きている人にとっては、それがより現実的な目標なのだろう。

放射性廃棄物処分場は韓国原子力環境公団が運営しており、環境保全に努力していることを積極的に広報している様子で、到着すると「歓迎ソウル第一教会訪問」という電光掲示板に迎えられ、記念写真まで撮って全員に一枚ずつ配ってくれるというテーマパークさながらのサービスで、「原子力に反対しているグループなのに」と皆で苦笑してしまった。ただ、さすがに放射性廃棄物を格納している場所に行く際には、身分証明書の確認や身体検査もあり、何人かは記載事項に相違があると言う理由で入場できなかった。地下100メートルに洞窟式処分場があり、そのまだずっと手前のドラム缶を一旦置いておく場所までエレベーターで行かせてくれるのだが、閉所恐怖症の人はやめておくように、という注意



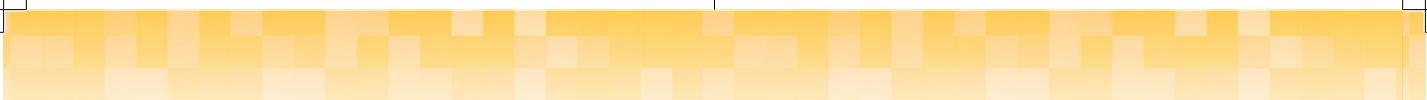
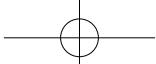
月城原発近くで座り込みをしている移住対策委員会のテント。中には文在寅が大統領就任前に訪問した際の写真があった。



新古里原発。奥の方では5号機、6号機を建設中である。完成すると、新旧合わせて10機となり、これだけ一箇所に集中して原発がある場所は世界でも珍しいという。

があった。実はここも岩盤が弱く、地下水を常に組み上げていないと、構造物の安全性が脅かされるのだと教会の方が教えてくれた。美しく近代的な施設とのギャップに恐怖を感じた。（この施設はさすがに撮影禁止だった。）

今回、この貴重な「脱核紀行」に参加する機会を与えられ、やはり原発の問題は国を超えて取り組まなければいけないと改めて認識する機会となった。貴重な経験を与えて下さったソウル第一教会の皆様に深く感謝したい。



【エッセイ4】

飯館村の風景から感じたこと —棄民政策ではないのか

前畠憲子

(立教大学名誉教授)

ROAEEの福島ツアーで、2014年以降、都合3回飯館村をみてきた。1回目は2014年6月7日、まだ全村避難の只中で、避難先の村役場で菅野村長の話を聴き、そのあと村内の南相馬に抜ける道をバスでひたすら通過した。バスの中でも放射線量が上がり、少し緊張した。

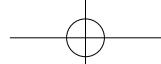
この時、菅野村長の話で感銘を受けたものがある。村長はこう語っていた。——飯館村のような山間地では、放射線量を年間1ミリシーベルト以下に抑えるのは困難であるが、5ミリシーベルトであれば可能な目標であり、健康上それは許容できると思う。5ミリシーベルトということで合意をして帰還に目途をつけたい。もっとも、村民によっては1ミリシーベルトでも不安を感じる人がいる。老人と子供を抱えた若夫婦とでは考え方も違う。だからそれぞれの村民の意思を尊重し、それぞれの立場を理解し、きめ細かい対応をしていくことが必要だ。飯館村は平成の大合併に参加しなかったので村民数も限られており、きめ細かい対応が可能である。一律の解決策などはない。

私が共感したのは5ミリシーベルトの話で

はない。一律の解決策などではなく、多様な解が必要だとする、その基本姿勢に大いに共鳴したのであった。

それから3年後、2017年3月25日に、避難指示解除直前の飯館村で、今度は役場周辺を中心少し村内に立ち寄った。だがその時に飯館村も受け入れた国の避難指示解除の基準は、5ミリシーベルトどころか20ミリシーベルトであった。しかも、川俣町などに開校していた仮設の小学校など避難先の学校を閉鎖して、村内の学校に児童を通わせるというのである。村内に戻ってこない家庭の場合は通学バスなども用意して、とにもかくにも村内の学校に通わせるというのである。5ミリシーベルトも多様な解もすっ飛んでしまっていた。

そして今年、2018年9月15日、今度は半日かけてかなり丁寧に村内を見て回った。4年間の変化は目覚ましかった。除染土などを詰めたフレコンの数は確かに減っていた。(もちろん、移設された仮置き場や中間貯蔵施設へ移されているので、除染土自体が少なくなったわけではない。) 野球場やサッカー場な



エッセイ4 飯館村の風景から感じたこと——棄民政策ではないのか

どの体育施設、学校など立派な「ハコモノ」が立ち並んでいる。老人ホームや医院もある。そして一部住民が戻っていて、私たちが立ち寄った昼時の村内のうどん屋も盛況であった。そして村関係者の善意を疑うものでもない。

しかしである。相変わらず里山には立ち入ることはできない。道路や敷地から20mまでしか除染はされておらず、その先は除染の対象外だからだ。そして村内にはまだ帰還困難地域も残っている。牧草地も多くはフレコンの集積所として使われており、牧畜や田畠の再開の様子もほとんどない。だがなによりもいま述べたように里山に入ることができないというのが決定的であろう。これはしばらくの間の話ではない。山林は除染しないのだから、半永久的にこの状態は続くことになる。山に囲まれた山間地の、かつては美しい村100選にも入っていた地域で、山に入れないのである。こんな環境に子供たちを戻すのであろうか。いや大人も同様である。

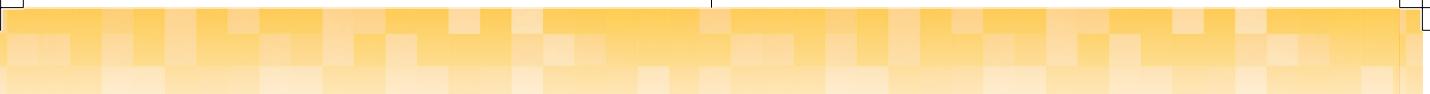
山林を除染しないということは、雨が降るたびに山から汚染土壌や水が村に流れ込み、かつ汚染地下水となって村に浸透するということでもある。平地もまたほぼ恒常に除染対策を続けなければならないだろう。

もし本当に村の復興を考えるのならば、広大な山林を伐採して除染を行い、しかる後に

植林をするといった気の遠くなる時間と費用を要する事業が必要であろう。政府にはそのような意思はない。だとすると、避難指示解除とはなんなのであるか。山間地の村で山林に立ち入ることなく、かつ除染の戦いを続けながら暮らしなさい。そのための準備はしましたよ。それなのに帰還しないのであれば遠からず保障や援助は打ちりますよ、という政策の開始以外のなんであろうかと思うのである。それは棄民政策そのものではないだろうか。

晩年を村で過ごしたいという老人たちが暮らせる環境、たまには孫たちを迎えることができる環境、そのために東電や国の資金を投入することは大賛成である。だが子供のためと称して豪華なハコモノに資金を投入するのはごまかしである。離村を決意せざるをえない多くの村民に手厚い保障と支援を与えるかわりに、ハコモノの建設費用ですませようということ、これが政府や東電の魂胆なのではないか。ハコモノはそう遠くない時期に維持費用だけが嵩む厄介な遺物になるだろう。そしていまのままでは、多くの村民は自己責任で生きていいという、現代のディアスボラのなかに放置されるのではないだろうか。

了



【書評】

安田陽著

『送電線は行列のできる ガラガラのそば屋さん?』を読む (インプレスR&D社)

青田 孝

(日本記者クラブ会員)

北九州の沖合いに浮かぶ巨大な風車。新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が、2018年8月に公開した、海に浮かせる海上風力発電の実験機だ。今後、3年かけて実験を行い、費用面での課題を克服できれば商用化を検討するという。この他にも太陽光、小水力、地熱、バイオマスなどなど、日本でもようやく再生可能エネルギーへの取り組みが本格化しつつある。

しかし、その流れに水を注したのが東北電力だ。2016年5月末、「北部3県（青森、秋田、岩手）全域と宮城県の一部までの送電線は空容量がゼロ」と発表。北海道電力も同年4月、「風力発電を電力系統（送電線）につなぎたいのであれば、出力の変動を減らすための蓄電池の費用負担受け入れが条件になる」と、各事業者に提示している。どちらも「送電線は既に満杯で、再生エネルギーを受け入れ、流す余地はない」と宣言した形となった。

本当に送電線は満杯なのか。こればかりは、素人では分かりかねる。ラッシュの電車

ならば、一目瞭然、見ただけで混雑度が分かるが、送電線の下に立って見上げても、電気の流れが見えるわけではない。そんな門外漢に、ぴったりの教科書が2018年、出版された。

「送電線は行列のできるガラガラのそば屋さん?」（インプレスR&D社刊）。著者は京都大学大学院経済学研究科の安田陽特認教授。「はじめに」で、〈「発電所をせっかく計画・建設しても送電線につなげない」。あるいは「つなげるには数億円規模の莫大な工事費用を電力会社から請求され、何年も待たされる」という問題に、現在多くの発電事業者が直面しています。このような数億円もの工事費用や何年もの待機時間は、これから発電所をつなごうとする送電線やその上位の送電線の増強・新設工事のためだと電力会社は説明しています〉とした上で、〈「空容量ゼロ」というのは本当でしょうか？なぜ再エネは接続できないのでしょうか？〉と続き、〈本書では、この問題をエビデンスベースで調査・分析（略）、電力広域的運営推進機関がウェブ



書評 安田陽著『送電線は行列のできるガラガラのそば屋さん?』を読む(インプレスR&D社)

サイト上で一般公開している全国基幹送電線・全399路線のデータを元に、各送電線の利用率や実際の空容量、送電線の混雑率などを算出しています〉とまずデータの裏づけを説明した上で本文に入る。

そもそも「送電線の空容量」とは何か。一般的な送電線は、鉄塔に左右に3本ずつ、計6本の電線が架けられている。送られる電気は三相交流なので3本必要だから、1つの送電線には2つの回線があることになる。これを「平行2回線」と呼ぶ。

なぜ2回線なのか。1つの回線に事故があったとき、瞬時（数秒以下）にもう1つの回線に切り替えるためだ。このため送電線は安全に流せる電力の最大値（限界値）は、その送電線の最大容量の50%が最高だ。なぜならば、2回線に60%ずつ同時に流していたとする。この時、どちらかの回線に事故が発生し、1回線で負担しなければならなくなると、流れる電力は120%となり、容量オーバーしてしまうからだ。このため送電線は最初から半分は、もしものために空けてあるわけだ。

では通常、どの程度の電力が流されているのか。言い換れば、送電線はどの程度混雑しているのか。安田教授は、日本にある10の電力会社の送電線の利用率はほとんどが20%、あるいはそれ以下の水準であることをデータから導き出している。

さらに〈利用率の数値が大きいのか小さいのか？と数値の大小の問題ではなく、それがどのように決定されたか？という透明性や公平性の問題だ〉と説く。その上で、2つの問題があるために、本来「ガラガラ」のはずの送電線が、満杯になると指摘している。

まず「定格出力」。ある送電線に接続され

た電源（発電所）すべてが一つ残らず定格出力で運転した場合の最大出力が、送電線1回線の50%以下になるよう、最大容量を決めている。原子力、火力、水力はその発電所が持つ、最大の出力。さらに再生可能エネも、その装置から生まれる最大の出力で計算している。これは東北の太陽光、風力に限れば、南北500キロ以上ある全域で、終日、雲ひとつない快晴で、風速12m/s以上の強風が吹き続ける、と想定しているのと同じことになる。

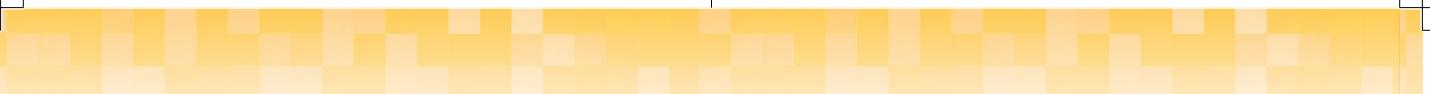
本書は〈全ての電源を定格出力にて算出することが、空容量の確保のために本当に妥当なのでしょうか？ある送電線に接続された電源が全て一つ残らず定格出力で運転する可能性は本当にあるのでしょうか？〉と問いかける。

さらにもう一つが「送電線の事故」に対する想定だ。電力会社はすべての電源が100%定格出力している「最過酷断面」の瞬間に、送電線に事故が発生したら、と想定し送電線の最大容量を決めている。

しかしこのよう事態が発生するためには、2つの出来事の発生確率を互いに掛け合わせる必要がある。送電線に事故が発生する確率は、東北電力の場合、過去のデータから0.016%だ。一方、すべての電力が最大出力になる「最過酷断面」の確率は、（ほとんど起りえないが）仮に10年に1度発生すると仮定すると、0.0011%だ。

$$\begin{aligned} \text{この2つが同時に発生する確率は} \\ 0.016\% \times 0.0011\% &= 0.00016 \times 0.000011 \\ &= 0.0000000018 \\ &= 0.00000018\% \end{aligned}$$

となる。これは約6万年に1回発生する確率だ。

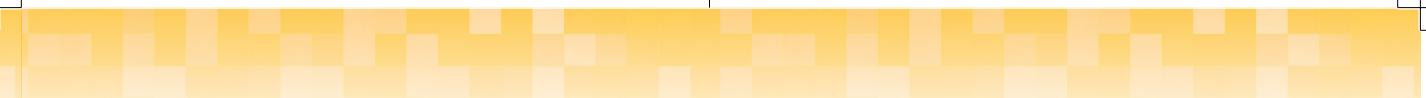


これを受け、安田教授は、最初から天文学的確率を元に、「空きがないから流せない」ではなく、まずは、「空き」の定義を緩和して、再生可能エネルギーを受け入れ、その後、万が一容量をオーバーしそうになったときは、再生可能エネルギーを捨てる、「出力抑制」をすれば簡単に解決すると説き、〈出力抑制など系統運用上の対策として十分実現可能な選択肢があるにも関わらず、なぜ系統計画(すなわち再エネ電源の接触)の問題にすり替わってしまうのでしょうか〉と疑問を呈する。

さらに、電力会社が、新規参入の再生可能エネルギー事業者に、「送電線に流したければ、応分の費用を負担しろ」と迫る問題については、新しい電源を電力系統に接続する場

合、系統側に何らかの対策が必要になり、コストが発生することを認めつつ、そのコストを発電業者などの原因者負担ではなく、電気の利用者、すなわち受益者負担という発想を提案。〈再生可能エネルギーには便益があります。再エネを選択することにより、大気汚染や気候変動など将来にツケを回す負の遺産を減らすことができます。再エネの選択は、次世代への富の再配分とも言えるでしょう〉と結んでいる。

大手電力会社と中小の発電事業者の対立はとかく、「原発を推進したい電力会社の陰謀」、「いや、利用率での議論は、自然エネルギー派の謀略」と感情的な対立になりかねない。本書はそんな不毛ともいえる争いに、データを元に解決の道筋を示している。



ROAEE福島ツアーの行程

第1回 2014年6月7日～8日

7日：福島駅 ⇒ 避難地区での飯館村菅野村長との面談 ⇒ 飯館村通過
⇒ 浪江町請戸地区 ⇒ 土湯温泉地熱発電事業の説明会

8日：土湯温泉 ⇒ 農民連運営靈山町太陽光発電プラント見学
⇒ 南相馬市、および浜通り農産物供給センター・野馬土アンテナショップ見学
⇒ 福島市内

第2回 2015年4月4日～5日

4日：茨城県那珂郡東海村・日本原子力発電東海事業所、東海テラパークを見学
⇒ 東海村村議相沢正一氏と懇談

5日：原発事故賠償問題を勉強する有志の会・堀内則夫氏、NPO法人大震災義援丑寅旅団・平田誠剛氏の案内で、いわき市泉玉露・富岡町応急仮設住宅、富岡町夜ノ森、大熊町、双葉町、浪江町、JR富岡駅、JR竜田駅などを視察

第3回 2017年3月24日～25日

24日：福島再生可能エネルギー研究所(国立研究開発法人産業技術総合研究所)見学

25日：福島市から飯館村を経て、浪江町請戸橋 ⇒ 浪江町請戸小学校 ⇒ 浪江町丈六公園
⇒ 浪江町町内 ⇒ 南相馬市小高地区・鈴木安蔵生家 ⇒ 南相馬市小高区希望の牧場

第4回 2018年9月14日～15日

14日：浪江町請戸橋 ⇒ 浪江町請戸小学校 ⇒ 大平山靈園(請戸地区高台)
⇒ 浪江町丈六公園 ⇒ 南相馬市小高地区・鈴木安蔵生家
⇒ 小高町4小学校合同校舎 ⇒ 震災後閉館となり今年5月に再開した抱月亭に宿泊

15日：飯館村見学； までい館(道の駅) ⇒ 飯館村中心部でグランド・体育施設などを見学
⇒ 飯館村役場 ⇒ 帰還困難地区入口 ⇒ ガイドの野馬戸・渡辺氏宅 ⇒ 減容化焼却施設
帰路； 運転手兼ナビゲーターの宮下智行氏(市民活動家)の案内で、JR富岡駅、富岡町夜ノ森、楳葉町(広野町)Jビレッジなど。

次の写真3枚の撮影場所は、いずれも浪江町請戸地区の避難解除地域内の丈六公園である

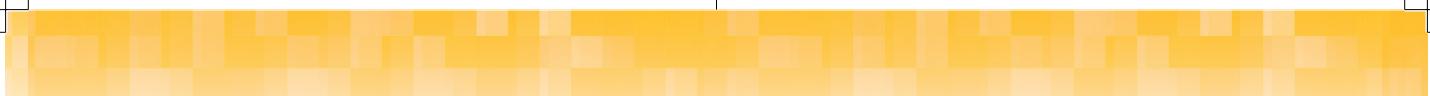
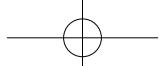


2017年3月25日
上記右写真とほぼ同じ場所 $2.305 \mu\text{SV} \approx 20\text{mSv}$



2018年9月14日
丈六公園前の線量計の数値 $0.372 \mu\text{SV} \approx 3.3\text{mSv}$
左の線量計から3mほどの地上の線量 $4.926 \mu\text{SV} \approx 43.2\text{mSv}$





活動日誌(2017年5月～2019年2月)

1 総会

●第4回総会

日時：2018年5月13日(日)14：00～15：00

会場：立教大学5号館第1会議室

●臨時総会

日時：2018年12月2日(日)14：00～15：00

会場：立教大学5号館第1会議室

2 理事会の開催

●2017年度

第1回理事会：5月7日(日)13：50～14：00	立教大学12号館地下第1第2会議室
第2回理事会：6月4日(日)14：00～15：00	立教大学12号館地下第2会議室
第3回理事会：7月2日(日)14：00～15：00	立教大学12号館地下第2会議室
第4回理事会：10月1日(日)14：00～15：00	立教大学12号館地下第2会議室
第5回理事会：11月5日(日)14：00～15：00	立教大学12号館地下第2会議室
第6回理事会：12月3日(日)14：00～15：00	立教大学12号館地下第2会議室
第7回理事会：2月4日(日)14：00～16：00	日本大学商学部本館1階第13会議室
第8回理事会：3月2日(土)15：00～17：00	立教大学17号館第1会議室
第9回理事会：4月1日(日)14：00～15：00	立教大学12号館2階会議室

●2018年度

第1回理事会：5月13日(日)14：00～15：00	立教大学5号館第1会議室
第2回理事会：6月3日(日)14：00～15：00	立教大学12号館2階会議室
第3回理事会：8月5日(日)14：00～15：00	立教大学13号館1階会議室
第4回理事会：10月7日(日)14：00～15：00	立教大学12号館2階会議室
第5回理事会：11月4日(日)14：00～15：00	立教大学12号館2階会議室
第6回理事会：12月2日(日)14：30～15：00	立教大学5号館第1会議室
第7回理事会：1月13日(日)14：00～15：00	立教大学12号館2階会議室
第8回理事会：2月3日(日)14：00～15：00	立教大学12号館2階会議室

3 研究会の開催

●第3回総会記念講演

2017年5月7日(日)14：00～16：00 立教大学12号館地下第1・第2会議室

講 師：大島秀利氏(毎日新聞社会部編集委員)

テーマ：原発ウオッチ30年—崩壊する原子力産業

●第8回エネルギー・シフト研究会

6月4日(日)15：00～17：00 立教大学12号館地下第2会議室

講 師：鈴木宗吉会員(物理学者)

テーマ：放射能と放射線

●第7回環境問題研究会

7月2日(日)15:00～17:00 立教大学12号館地下第2会議室

講 師：斎藤 宏氏(エタニットによるアスベスト被害を考える会代表)

テーマ：アスベストのない社会への取り組み

●第8回環境問題研究会

11月5日(日)15:00～17:00 立教大学12号館2階会議室

講 師：伊藤正子氏(京都大学大学院准教授)

テーマ：ベトナムへの原発輸出の顛末

●第5回未来社会研究会

12月3日(日)15:00～17:00 立教大学12号館地下第2会議室

講 師：小西一雄会員(立教大学名誉教授)

テーマ：矢部宏治『知ってはいけない—隠された日本支配の構造』を読む一日部安保と憲法9条
を考える

●第9回環境問題研究会

2018年4月1日(日)15:00～17:00 立教大学2階会議室

講 師：小島智恵子氏(日本大学商学部教授)

テーマ：フランスの原子力民事利用開発とテクノクラート

●第4回総会記念講演

5月13日(日)15:00～17:00 立教大学5号館第1会議室

講 師：桃井貴子氏(気候ネットワーク東京事務所長)

テーマ：石炭火力発電所を巡る国内外の状況

●第9回エネルギー・シフト研究会

6月3日(日)15:00～17:00 立教大学12号館2階会議室

講 師：上田恵介会員(日本野鳥の会副会長)

テーマ：環境の変化と野鳥

●第6回未来社会研究会

8月5日(日)15:00～17:00 立教大学13号館1階会議室

講 師：古川柳蔵氏(東京都市大学環境学部教授)

テーマ：持続可能な未来のライフスタイル—90歳ヒアリングを通してバックキャスト思考で
考える

●第4回福島ツアー報告会

10月7日(日)15:00～17:00 立教大学12号館2階会議室

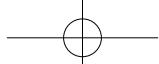
9月14日、15日に実施された第4回福島視察ツアー参加者による報告会

●第7回未来社会研究会

11月4日(日)15:00～17:00 立教大学12号館2階会議室

講 師：北川和彦会員(立教大学名誉教授)

テーマ：「社会経済の在り方」とSustainability(持続可能性)



●第10回環境問題研究会

12月2日(日)15:00～17:00 立教大学5号館1階会議室

講 師：那須野公人氏(作新学院大学経営学部教授)

テーマ：ICTグローバル化の進展のもとでのアジア企業のリープフロッギ的発展

●第8回未来社会研究会

2019年1月13日(日)15:00～17:00 立教大学12号館2階会議室

講 師：上西充子氏(法政大学キャリアデザイン学部教授)

テーマ：現在進行形の社会問題に対する学者の関与

●第10回エネルギー・シフト研究会

2月3日(日)15:00～17:00 立教大学12号館2階会議室

講 師：岡田広行氏(東洋経済新報社 記者)

テーマ：東日本大震災の被災弱者—復興から取り残されている人々の実像

3 ニュースレターの発行

- ・第17号 2017年 6月12日
- ・第18号 2017年 7月 1日
- ・第19号 2017年10月30日
- ・第20号 2017年12月 8日
- ・第21号 2018年 3月22日
- ・第22号 2018年 5月27日
- ・第23号 2018年11月 3日
- ・第24号 2018年11月30日

4 年報の発行

●『新しい社会に向けてVol.2』(2017年11月15日発行)

●『新しい社会に向けてVol.3』(2019年2月・・日発行)

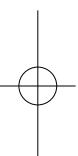
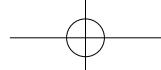
5 見学視察会

●視察地域施設：海洋研究開発機構横須賀本部、同横浜研究所

日時：2018年3月9日(金)

●第4回福島ツアー

日時：2018年9月14日(金)、15日(土)



アジア環境・エネルギー研究機構年報
2017年度・2018年度版
新しい社会に向けて Vol.3

2019年3月31日発行

発行 特定非営利活動法人
アジア環境・エネルギー研究機構
〒113-0033
東京都文京区本郷1-28-36
鳳明ビル102A
TEL 03-6801-6207
FAX 03-6801-6210

